

杉並区総合計画

杉並区実行計画（第2次）

杉並区区政経営改革推進計画（第2次）

杉並区協働推進計画（第2次）

杉並区デジタル化推進計画（第2次）

令和6（2024）年度一部修正

令和7（2025）年2月



《目 次》

計画修正の趣旨	1
計画修正の概要	1
杉並区総合計画	
・ 杉並区実行計画（第2次）	5
杉並区総合計画（区政経営改革推進基本方針）	
・ 杉並区区政経営改革推進計画（第2次）	71
杉並区協働推進計画（第2次）	87
杉並区デジタル化推進計画（第2次）	93
杉並区区立施設マネジメント計画（第1期）	
・ 第1次実施プラン	（別冊）

【計画修正の趣旨】

区では、杉並区基本構想に掲げる区が目指すまちの姿「みどり豊かな 住まいのみやこ」の実現に向けて、杉並区総合計画、杉並区実行計画、杉並区区政経営改革推進計画、杉並区協働推進計画、杉並区デジタル化推進計画及び杉並区区立施設マネジメント計画（以下「総合計画等」という。）を策定し計画事業等を実施しているが、令和5（2023）年度に改定を行った総合計画等においては、3年ごとの改定に加え、必要に応じて毎年度修正を行うこととしたところである。

令和6（2024）年度については、「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」など、今後の施策の方向性や基本的な考え方を示す新たな基本方針の策定等をしており、これに伴って必要となる修正や、令和5（2023）年度の計画改定時には想定しえなかった状況の変化に対応するための修正を行うため、毎年度修正を実施することとする。

【計画修正の概要】

＜実行計画事業費の一部修正＞

【修正前】

（単位：百万円）

区分	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
実行計画事業総額 (特別会計含む全体額)	24,893	30,039	22,848	77,780

【参考】実行計画事業（一般会計分）に係る財源の内訳

区分	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計	構成比(%)
実行計画事業	23,681	28,815	21,619	74,115	100.0
特定財源	11,588	15,245	9,730	36,563	49.3
国・都支出金	5,104	5,472	4,856	15,432	20.8
施設整備基金繰入金	2,060	2,845	1,840	6,745	9.1
特別区債	4,105	6,641	2,747	13,493	18.2
その他収入	319	287	287	893	1.2
一般財源	12,093	13,570	11,889	37,552	50.7

【修正後】

（単位：百万円）

区分	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
実行計画事業総額 (特別会計含む全体額)	24,893	30,269	26,015	81,177

【参考】実行計画事業（一般会計分）に係る財源の内訳

区分	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計	構成比(%)
実行計画事業	23,681	29,046	24,786	77,512	100.0
特定財源	11,588	15,147	11,550	38,285	49.4
国・都支出金	5,104	5,541	5,400	16,045	20.7
施設整備基金繰入金	2,060	2,678	2,078	6,816	8.8
特別区債	4,105	6,641	3,785	14,531	18.7
その他収入	319	287	287	893	1.2
一般財源	12,093	13,899	13,236	39,228	50.6

＜主管課及び関係課の変更＞

① 組織改正に伴う主管課及び関係課の変更

令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度を計画期間とする杉並区区政経営改革推進計画（第 2 次）、杉並区協働推進計画（第 2 次）、杉並区デジタル化推進計画（第 2 次）における取組のうち、以下の取組の主管課及び関係課については、令和 6（2024）年度に実施された組織機構改正に伴い、令和 6（2024）年度以降、次の表の改正前の欄に掲げる名称から同表の改正後の欄に掲げる名称へ変更する。

【該当する計画及び取組名称】

○杉並区区政経営改革推進計画（第 2 次）

- ・方針 1 多様な主体との協働の推進

○杉並区協働推進計画（第 2 次）

- ・方針 1 公民連携プラットフォームの運用
- ・方針 1 包括連携協定による地域活動等の推進
- ・方針 1 新たな協働による課題解決に向けた職員の意識啓発
- ・方針 1 協働の推進を目的とした外部人材の活用

○杉並区デジタル化推進計画（第 2 次）

- ・方針 1 行政保有データのオープン化の拡充

【改正前及び改正後の主管課及び関係課の名称】

改正前	改正後
区政経営改革担当	公民連携担当

② 取組を所管する課が変更したことに伴う関係課の変更

令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度を計画期間とする杉並区デジタル化推進計画（第 2 次）における取組のうち、以下の取組について、所管する課が変更したことに伴い、令和 6（2024）年度以降、次の表のとおり関係課を変更する。

【該当する計画及び取組名称】

○杉並区デジタル化推進計画（第 2 次）

- ・方針 1 手数料・使用料へのキャッシュレス決済の導入・推進

【変更前及び変更後の関係課】

変更前	変更後
土木管理課	都市整備部管理課

＜事業実施、施設名称決定等に伴う名称の変更＞

令和 5（2023）年度に総合計画等の改定を行った後に、実施に際して名称が変更となった取組、名称が正式に決定した施設等について、総合計画等における事業名、取組名、施設名等については、次の表の修正前の欄に掲げる名称から同表の修正後の欄に掲げる名称へ変更する。

修正前	修正後	修正理由
（仮称）コミュニティふらっと高円寺南	コミュニティふらっと高円寺南	令和 5（2023）年度に施設の名称が決定したため。
（仮称）町会・自治会困りごとサポーター制度	町会・自治会もう一步すすめ隊	令和 6（2024）年度に取組の名称が決定したため。
（仮称）杉並第八小学校跡地公園	すぎはち公園	令和 6（2024）年度に公園の名称が決定したため。
（仮称）杉並区子どもの居場所づくり基本方針	杉並区子どもの居場所づくり基本方針	令和 6（2024）年度に当該方針を策定したため。
（仮称）情報の公表等に関する方針	杉並区情報の公表及び提供に関する方針	令和 5（2023）年度に当該方針を策定したため。
（仮称）荻外荘公園	荻外荘公園	令和 6（2024）年度に公園を開設したため。
（仮称）本庁舎改築基金	（仮称）杉並区役所庁舎整備基金	条例制定に向け、適切な基金名称での記載とするため。

杉並区総合計画

令和 6（2024）年度～令和 12（2030）年度

杉並区実行計画（第 2 次）

令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度

総合計画・実行計画 修正施策・事業等一覧

* 修正のあった総合計画、実行計画は網掛けをしています。

防災・防犯

みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち

1 強くしなやかな防災・減災まちづくり

6 無電柱化の推進

環境 みどり

気候危機に立ち向かい、
みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

1 創エネルギー事業の推進

2 省エネルギー対策の推進

10 快適で暮らしやすいまちと循環型社会の実現

2 限りある資源の有効活用の促進

11 グリーンインフラを活用した都市環境の形成

3 みどりを育てる

4 みどりの質を高める

7 地域の核となる公園の整備

健康・医療

「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることが
できるまち

12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

1 区民と進める健康づくりの推進

福祉 地域共生

すべての人が認め合い、
支え・支えられながら共生するまち

14 人権を尊重する地域社会の醸成

2 男女共同参画の推進

3 性の多様性が尊重される地域社会の実現

15 地域の支え合いと安心して暮らせる体制づくり

2 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実

16 高齢者とその家族が安心して暮らせる生活の確保と社会参加の支援

6 高齢者いきがい活動の充実

総合計画・実行計画 修正施策・事業等一覧

* 修正のあった総合計画、実行計画は網掛けをしています。

子ども

すべての子どもが、
自分らしく生きていくことができるまち

18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

【新】子どもの権利が尊重される地域社会の実現

19 子どもの居場所づくりと育成支援の充実

1 より良い子どもの居場所づくりの推進

20 安心して子育てできる環境の整備・充実

2 地域における子育て支援体制の充実

3 保育の質の向上

4 多様なニーズに対応した保育サービスの推進

5 学童クラブの整備・充実

学び

共に認め合い、
みんなでつくる学びのまち

22 学び続ける力を育む学校教育の推進

4 教員の働き方改革の推進

23 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の推進

3 教育相談体制の充実

4 不登校児童・生徒支援体制の整備

24 身近に活用できる教育環境の整備・充実

2 区立小中学校の増改築

3 区立小中学校の長寿命化改修

26 多様な地域活動への支援

1 地域活動団体への支援

3 地域活動拠点の整備

文化 スポーツ

文化を育み継承し、
スポーツに親しむことのできるまち

27 多様な文化・芸術の振興と多文化共生・国内外交流の推進

3 多文化共生・国内外交流の推進

29 誰もがスポーツに親しむことができる環境づくり

3 体育施設の整備・充実

修正後

施策1

6 無電柱化の推進

【重点】

「杉並区無電柱化推進方針」に基づき、都市計画道路事業に合わせて整備するとともに、幅員6m以上の生活道路のうち整備効果の高い路線を選定し、順次、区道の無電柱化を進めていきます。また、阿佐ヶ谷駅北東地区の土地区画整理事業※1や駅周辺まちづくり等に伴い、狭い道路を含むエリアについても整備を進めていきます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	補助第132号線調整	補助第132号線調整	補助第132号線調整	補助第132号線調整	補助第132号線調整
	補助第221号線設計	補助第221号線設計調整	補助第221号線設計調整	補助第221号線調整	補助第221号線設計調整
	区道第2096-1号路線支障移設工事	区道第2096-1号路線支障移設工事	区道第2096-1号路線支障移設工事設計	区道第2096-1号路線電線共同溝設置工事	区道第2096-1号路線支障移設工事設計電線共同溝設置工事
	—	区道第2131号路線測量設計	区道第2131号路線設計調整	区道第2131号路線設計調整	区道第2131号路線測量設計調整
	阿佐ヶ谷駅北東地区設計	阿佐ヶ谷駅北東地区設計調整	阿佐ヶ谷駅北東地区設計調整	阿佐ヶ谷駅北東地区支障移設工事	阿佐ヶ谷駅北東地区設計調整支障移設工事
	無電柱化推進方針検討	無電柱化推進方針検討	無電柱化推進方針検討	無電柱化推進方針改定	無電柱化推進方針検討・改定
経費(百万円)		38	327	96	461

※1 土地区画整理事業:都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法に従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

「杉並区無電柱化推進方針」については、総合計画等の上位計画との整合を図るため、令和6年度(2024年度)の改定に向けて準備を進めてきたが、能登半島地震を受けて東京都が「東京都・区市町村無電柱化検討会議」を発足し、無電柱化の計画を令和7年度(2025年度)に改定する考えを示したことから、その計画との整合を図るため、改定年度を変更する。

現行

施策1

6 無電柱化の推進

【重点】

「杉並区無電柱化推進方針」に基づき、都市計画道路事業に合わせて整備するとともに、幅員6m以上の生活道路のうち整備効果の高い路線を選定し、順次、区道の無電柱化を進めていきます。また、阿佐ヶ谷駅北東地区の土地区画整理事業^{※1}や駅周辺まちづくり等に伴い、狭い道路を含むエリアについても整備を進めていきます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	補助第132号線 調整	補助第132号線 調整	補助第132号線 調整	補助第132号線 調整	補助第132号線 調整
	補助第221号線 設計	補助第221号線 設計 調整	補助第221号線 設計 調整	補助第221号線 調整	補助第221号線 設計 調整
	区道第2096-1号路線 支障移設工事	区道第2096-1号路線 支障移設工事	区道第2096-1号路線 支障移設工事 設計	区道第2096-1号路線 電線共同溝設置工事	区道第2096-1号路線 支障移設工事 設計 電線共同溝設置工事
	—	区道第2131号路線 測量 設計	区道第2131号路線 設計 調整	区道第2131号路線 設計 調整	区道第2131号路線 測量 設計 調整
	阿佐ヶ谷駅北東地区 設計	阿佐ヶ谷駅北東地区 設計 調整	阿佐ヶ谷駅北東地区 設計 調整	阿佐ヶ谷駅北東地区 支障移設工事	阿佐ヶ谷駅北東地区 設計 調整 支障移設工事
	無電柱化推進方針 検討	無電柱化推進方針 改定	無電柱化推進方針 運用	無電柱化推進方針 運用	無電柱化推進方針 改定・運用
経費(百万円)		38	322	96	456

※1 土地区画整理事業:都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理法に従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業

修正後

施策9

1 創エネルギー事業の推進

【重点】

温室効果ガス排出量の削減を図るため、太陽光発電設備、蓄電池、電気自動車用充電設備等の導入助成を行うとともに、区立施設において可能な限り太陽光発電設備や蓄電池等を設置し、再生可能エネルギーの利用拡大に取り組めます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	再生可能エネルギー等の導入助成 404件	再生可能エネルギー等の導入助成 800件	再生可能エネルギー等の導入助成 1,620件	再生可能エネルギー等の導入助成 1,620件	再生可能エネルギー等の導入助成 4,040件
	電気自動車用充電設備導入助成 25件	電気自動車用充電設備導入助成 65件	電気自動車用充電設備導入助成 65件	電気自動車用充電設備導入助成 65件	電気自動車用充電設備導入助成 195件
	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 3所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 1所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 2所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 1所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 4所
	経費(百万円)	88	133	133	354

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

昨今の猛暑や光熱費の高騰等により、区民からの助成申請が計画件数を想定以上に上回っていることを踏まえて、助成件数を拡充する。

現行

施策9

1 創エネルギー事業の推進

【重点】

温室効果ガス排出量の削減を図るため、太陽光発電設備、蓄電池、電気自動車用充電設備等の導入助成を行うとともに、区立施設において可能な限り太陽光発電設備や蓄電池等を設置し、再生可能エネルギーの利用拡大に取り組めます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	再生可能エネルギー等の導入助成 404件	再生可能エネルギー等の導入助成 800件	再生可能エネルギー等の導入助成 800件	再生可能エネルギー等の導入助成 800件	再生可能エネルギー等の導入助成 2,400件
	電気自動車用充電設備導入助成 25件	電気自動車用充電設備導入助成 65件	電気自動車用充電設備導入助成 65件	電気自動車用充電設備導入助成 65件	電気自動車用充電設備導入助成 195件
	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 3所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 1所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 2所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 1所	区立施設への太陽光発電設備・蓄電池設置 4所
経費(百万円)		88	88	88	264

修正後

施策9

2 省エネルギー対策の推進

【重点】

住宅の窓断熱や高日射反射率塗装^{※1}などの導入助成について、対象機器の拡充も行いながら実施します。
また、家庭等における電気やガスの使用量削減の取組を支援する「すぎなみエコチャレンジ」、共同住宅、事業所におけるLED照明器具の切替支援や、手軽に取り組むことができる省エネDIYを促進するなど、区民の省エネ行動を後押しする取組を多面的に展開することにより、温室効果ガスの排出量の削減を図ります。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
断熱改修等省エネルギー対策助成 480件	断熱改修等省エネルギー対策助成 780件	断熱改修等省エネルギー対策助成 1,180件	断熱改修等省エネルギー対策助成 1,180件	断熱改修等省エネルギー対策助成 3,140件
すぎなみエコチャレンジ 800件	すぎなみエコチャレンジ 1,000件	すぎなみエコチャレンジ 1,000件	すぎなみエコチャレンジ 1,000件	すぎなみエコチャレンジ 3,000件
集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 300件
断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施
経費(百万円)	90	130	130	350

※1 高日射反射率塗装: 太陽光を効率的に反射することにより、塗膜及び被塗物の温度上昇を抑える効果がある塗料を建築物の屋上や屋根に塗布する工事

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

昨今の猛暑や光熱費の高騰等により、区民からの助成申請が計画件数を想定以上に上回っていることを踏まえて、助成件数を拡充する。

現行

施策9

2 省エネルギー対策の推進

【重点】

住宅の窓断熱や高日射反射率塗装^{※1}などの導入助成について、対象機器の拡充も行いながら実施します。
また、家庭等における電気やガスの使用量削減の取組を支援する「すぎなみエコチャレンジ」、共同住宅、事業所におけるLED照明器具の切替支援や、手軽に取り組むことができる省エネDIYを促進するなど、区民の省エネ行動を後押しする取組を多面的に展開することにより、温室効果ガスの排出量の削減を図ります。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	断熱改修等省エネルギー対策助成 480件	断熱改修等省エネルギー対策助成 780件	断熱改修等省エネルギー対策助成 780件	断熱改修等省エネルギー対策助成 780件	断熱改修等省エネルギー対策助成 2,340件
	すぎなみエコチャレンジ 800件	すぎなみエコチャレンジ 1,000件	すぎなみエコチャレンジ 1,000件	すぎなみエコチャレンジ 1,000件	すぎなみエコチャレンジ 3,000件
	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 100件	集合住宅等におけるLED照明機器切替助成 300件
	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施	断熱化等省エネルギー行動の普及啓発実施
経費(百万円)		90	89	89	268

※1 高日射反射率塗装:太陽光を効率的に反射することにより、塗膜及び被塗物の温度上昇を抑える効果がある塗料を建築物の屋上や屋根に塗布する工事

修正後

施策10

2 限りある資源の有効活用の促進

【重点】

小型家電、粗大・不燃ごみの資源化等を着実に進めるとともに、廃食用油、小型充電式電池等の拠点回収を継続し、区民が資源化に取り組みやすい環境を整備し、限りある資源の有効活用を図ります。また、プラスチック資源循環促進法を踏まえた新たなプラスチックの分別回収の区内全域実施を行います。さらに、ワンウェイプラスチックの使用削減について、区立施設の給水スポットの拡充とマイボトルの普及促進や先進的な事例等の調査・研究を進め、新たな取組を検討します。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	資源化事業の推進 小型家電金属売却量 年14,000kg 粗大・不燃ごみの資源化 廃食用油、小型充電式電池の拠点回収 新規開設1所	資源化事業の推進 小型家電金属売却量 年14,000kg 分別品目調査・検討 粗大・不燃ごみの資源化 廃食用油、小型充電式電池の拠点回収 運営	資源化事業の推進 小型家電金属売却量 年14,000kg 分別品目調査・検討 粗大・不燃ごみの資源化 廃食用油、小型充電式電池の拠点回収 運営	資源化事業の推進 小型家電金属売却量 年14,000kg 分別品目調査・検討 粗大・不燃ごみの資源化 廃食用油、小型充電式電池の拠点回収 運営	資源化事業の推進 小型家電金属売却量 年42,000kg 分別品目調査・検討 粗大・不燃ごみの資源化 廃食用油、小型充電式電池の拠点回収 運営
	製品プラスチック※ ¹ を含む「プラスチック」の分別回収に向けた調査・検討	プラスチック使用製品廃棄物の分別回収に向けた検討・モデル実施	プラスチック使用製品廃棄物の分別回収に向けた検討・モデル実施	プラスチック使用製品廃棄物の分別回収の <u>区内全域実施</u>	プラスチック使用製品廃棄物の分別回収に向けた検討・モデル実施・ <u>分別回収の区内全域実施</u>
	給水機の活用とマイボトル普及促進 実施	給水スポットの拡充とマイボトル普及促進 実施	給水スポットの拡充とマイボトル普及促進 実施	給水スポットの拡充とマイボトル普及促進 実施	給水スポットの拡充とマイボトル普及促進 実施
	ワンウェイプラスチック使用削減に向けた取組の推進 調査・検討	ワンウェイプラスチック使用削減に向けた取組の推進 試行実施	ワンウェイプラスチック使用削減に向けた取組の推進 実施	ワンウェイプラスチック使用削減に向けた取組の推進 実施	ワンウェイプラスチック使用削減に向けた取組の推進 試行実施・実施
	集団回収の支援	集団回収の支援	集団回収の支援	集団回収の支援	集団回収の支援
	経費(百万円)	180	181	350	711

※1 製品プラスチック:容器包装リサイクル法の対象となっている「プラスチック製容器包装」以外のプラスチック製品(例:歯ブラシ、バケツ、CD・DVD)

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

プラスチック使用製品廃棄物の分別回収に向けた検討・モデル実施の進捗を踏まえ、令和8年度(2026年度)から区内全域実施することとしたため修正する。

施策10

2 限りある資源の有効活用の促進

【重点】

小型家電、粗大・不燃ごみの資源化等を着実に進めるとともに、廃食用油、小型充電式電池等の拠点回収を継続し、区民が資源化に取り組みやすい環境を整備し、限りある資源の有効活用を図ります。また、プラスチック資源循環促進法を踏まえた新たなプラスチックの分別回収の区内全域本格実施に向けた検討とモデル実施を進めます。さらに、ワンウェイプラスチックの使用削減について、区立施設の給水スポットの拡充とマイボトルの普及促進や先進的な事例等の調査・研究を進め、新たな取組を検討します。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	資源化事業の推進 小型家電金属売却量 年14,000kg 粗大・不燃ごみの資源化 廃食用油、小型充電式電池の拠点回収 新規開設1所	資源化事業の推進 小型家電金属売却量 年14,000kg 分別品目調査・検討 粗大・不燃ごみの資源化 廃食用油、小型充電式電池の拠点回収 運営	資源化事業の推進 小型家電金属売却量 年14,000kg 分別品目調査・検討 粗大・不燃ごみの資源化 廃食用油、小型充電式電池の拠点回収 運営	資源化事業の推進 小型家電金属売却量 年14,000kg 分別品目調査・検討 粗大・不燃ごみの資源化 廃食用油、小型充電式電池の拠点回収 運営	資源化事業の推進 小型家電金属売却量 年42,000kg 分別品目調査・検討 粗大・不燃ごみの資源化 廃食用油、小型充電式電池の拠点回収 運営
	製品プラスチック※1を含む「プラスチック」の分別回収に向けた調査・検討	プラスチック使用製品 廃棄物の分別回収に向けた検討・モデル実施	プラスチック使用製品 廃棄物の分別回収に向けた検討・モデル実施	プラスチック使用製品 廃棄物の分別回収に向けた検討・モデル実施	プラスチック使用製品 廃棄物の分別回収に向けた検討・モデル実施
	給水機の活用とマイボトル普及促進 実施	給水スポットの拡充とマイボトル普及促進 実施	給水スポットの拡充とマイボトル普及促進 実施	給水スポットの拡充とマイボトル普及促進 実施	給水スポットの拡充とマイボトル普及促進 実施
	ワンウェイプラスチック使用削減に向けた取組の推進 調査・検討	ワンウェイプラスチック使用削減に向けた取組の推進 試行実施	ワンウェイプラスチック使用削減に向けた取組の推進 実施	ワンウェイプラスチック使用削減に向けた取組の推進 実施	ワンウェイプラスチック使用削減に向けた取組の推進 試行実施・実施
	集団回収の支援	集団回収の支援	集団回収の支援	集団回収の支援	集団回収の支援
経費(百万円)		180	181	186	547

※1 製品プラスチック:容器包装リサイクル法の対象となっている「プラスチック製容器包装」以外のプラスチック製品(例:歯ブラシ、バケツ、CD・DVD)

修正後

施策11

3 みどりを育てる

区民・事業者等のみどりに関する意識の向上を図るため、みどりに関する情報発信やイベント・講座の開催に加え、みどりの相談所を運営することにより、みどりが持つ多面的な価値や役割への理解促進を図ります。また、積極的にみどりの基金への寄附を募り、みどりの保全や荻外荘公園の整備に活用していきます。さらに、多様な主体が協力してみどりを育てる活動に取り組めるよう、区民主体のみどりのボランティア活動に対して、資材や情報提供等の支援を行います。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	みどりの普及啓発 新聞発行 2回 講座の開催 2回 イベント開催 3回 みどりの相談所 運営	みどりの普及啓発 新聞発行 2回 講座の開催 2回 イベント開催 3回 みどりの相談所 運営	みどりの普及啓発 新聞発行 2回 講座の開催 2回 イベント開催 3回 みどりの相談所 運営	みどりの普及啓発 新聞発行 2回 講座の開催 2回 イベント開催 3回 みどりの相談所 運営	みどりの普及啓発 新聞発行 6回 講座の開催 6回 イベント開催 9回 みどりの相談所 運営
	みどりの基金 積立・運用	みどりの基金 積立・運用	みどりの基金 積立・運用	みどりの基金 積立・運用	みどりの基金 積立・運用
	みどりのボランティア 44人	みどりのボランティア 新規30人	みどりのボランティア 新規30人	みどりのボランティア 新規30人	みどりのボランティア 新規90人
	認定ボランティア団体 12団体	認定ボランティア団体 新規1団体	認定ボランティア団体 新規1団体	認定ボランティア団体 新規1団体	認定ボランティア団体 新規3団体
	すぎなみ公園育て組 47団体	すぎなみ公園育て組 新規2団体	すぎなみみどり育て組 新規2団体	すぎなみみどり育て組 新規2団体	すぎなみみどり育て組 新規6団体
	花咲かせ隊 136団体	花咲かせ隊 新規5団体	花咲かせ隊 新規5団体	花咲かせ隊 新規5団体	花咲かせ隊 新規15団体
経費(百万円)		5	5	5	15

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

屋敷林所有者の意見も踏まえ、屋敷林・農地の保全を強化するため、「すぎなみ公園育て組」の活動場所を公園だけでなく民有地の屋敷林・農地にも広げることとし、名称を「すぎなみみどり育て組」へ変更する。

現行

施策11

3 みどりを育てる

区民・事業者等のみどりに関する意識の向上を図るため、みどりに関する情報発信やイベント・講座の開催に加え、みどりの相談所を運営することにより、みどりが持つ多面的な価値や役割への理解促進を図ります。また、積極的にみどりの基金への寄附を募り、みどりの保全や荻外荘公園の整備に活用していきます。さらに、多様な主体が協力してみどりを育てる活動に取り組めるよう、区民主体のみどりのボランティア活動に対して、資材や情報提供等の支援を行います。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	みどりの普及啓発 新聞発行 2回 講座の開催 2回 イベント開催 3回 みどりの相談所 運営	みどりの普及啓発 新聞発行 2回 講座の開催 2回 イベント開催 3回 みどりの相談所 運営	みどりの普及啓発 新聞発行 2回 講座の開催 2回 イベント開催 3回 みどりの相談所 運営	みどりの普及啓発 新聞発行 2回 講座の開催 2回 イベント開催 3回 みどりの相談所 運営	みどりの普及啓発 新聞発行 6回 講座の開催 6回 イベント開催 9回 みどりの相談所 運営
	みどりの基金 積立・運用	みどりの基金 積立・運用	みどりの基金 積立・運用	みどりの基金 積立・運用	みどりの基金 積立・運用
	みどりのボランティア 44人	みどりのボランティア 新規30人	みどりのボランティア 新規30人	みどりのボランティア 新規30人	みどりのボランティア 新規90人
	認定ボランティア団体 12団体	認定ボランティア団体 新規1団体	認定ボランティア団体 新規1団体	認定ボランティア団体 新規1団体	認定ボランティア団体 新規3団体
	すぎなみ公園育て組 47団体	すぎなみ公園育て組 新規2団体	すぎなみ公園育て組 新規2団体	すぎなみ公園育て組 新規2団体	すぎなみ公園育て組 新規6団体
	花咲かせ隊 136団体	花咲かせ隊 新規5団体	花咲かせ隊 新規5団体	花咲かせ隊 新規5団体	花咲かせ隊 新規15団体
	経費(百万円)	5	5	5	15

施策11

4 みどりの質を高める

【重点】

令和4年度(2022年度)に実施したみどりの実態調査を踏まえるとともに、昨今の気候変動への対応、グリーンインフラの具体的な導入手法等について専門的な知見を得ながら、「杉並区みどりの基本計画」を改定します。また、生物多様性の維持・確保を図るため、施設整備等における緑化の指針に基づき、区内では見かけることが少なくなった貴重な植物等の生息場所の保全に努めます。さらに、落ち葉や枯れ枝を堆肥などにするみどりのリサイクルや、みどりのベルトづくり事業を進めることにより、みどりが持つ多面的な価値や役割を発揮できるまちづくりを推進します。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
みどりの基本計画 検討	みどりの基本計画 検討	みどりの基本計画 改定	みどりの基本計画 運用	みどりの基本計画 検討・改定・運用
生物多様性に配慮した 緑化指針 作成	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用
植物等の生息場所 保全 3所	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》
みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進
みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進
良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持
事業量				
経費(百万円)	0	8	0	8

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

「杉並区みどりの基本計画」については、令和6年度(2024年度)の改定に向けて準備を進めてきたが、今日の記録的な猛暑といった気候変動への対応やグリーンインフラの具体的な導入手法等についても取り込んでいくことが適当と考え、専門的な知見に基づく検討を行うとともに、広く区民から意見聴取することとし、改定年度を変更する。

現行

施策11

4 みどりの質を高める

【重点】

令和4年度(2022年度)に実施したみどりの実態調査を踏まえ、「杉並区みどりの基本計画」を改定し、みどり豊かなまちづくりを推進します。また、生物多様性の維持・確保を図るため、施設整備等における緑化の指針に基づき、区内では見かけることが少なくなった貴重な植物等の生息場所の保全に努めます。さらに、落ち葉や枯れ枝を堆肥などにするみどりのリサイクルや、みどりのベルトづくり事業を進めることにより、みどりが持つ多面的な価値や役割を発揮できるまちづくりを推進します。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	みどりの基本計画 検討	みどりの基本計画 改定	みどりの基本計画 運用	みどりの基本計画 運用	みどりの基本計画 改定・運用
	生物多様性に配慮した 緑化指針 作成	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用	生物多様性に配慮した 緑化指針 運用
	植物等の生息場所 保全 3所	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》	植物等の生息場所 保全 《3所》
	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進	みどりのリサイクルの 推進
	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進	みどりのベルトづくりの 推進
	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持	良好な公園等樹木の 維持
経費(百万円)		0	0	0	0

修正後

施策11

7 地域の核となる公園の整備

多世代が利用できる魅力ある公園づくりを推進するため、広場や遊具、球戯場、樹林など様々な公園施設^{※1}が整備された面積2,500㎡以上の「地域の核」となる公園を整備します。

下高井戸おおぞら公園は、多目的スポーツコート^{※2}と水害対策のための地下調節池^{※3}(東京都施工)を整備します。

馬橋公園は、既存公園の隣接地を拡張整備して、一時避難地の機能の充実を図ります。

すぎはち公園は、震災救援所機能の維持を図るとともに、地域の交流の場となるよう、イベントの利用を考慮した多目的広場等の整備を行います。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	下高井戸おおぞら公園(東側エリア) 整備工事 東京都との協議・調整	下高井戸おおぞら公園(東側エリア) 整備工事 東京都との協議・調整	下高井戸おおぞら公園(東側エリア) 整備工事 東京都との協議・調整	下高井戸おおぞら公園(東側エリア) 整備工事・開園 東京都との協議・調整	下高井戸おおぞら公園(東側エリア) 整備工事・開園 東京都との協議・調整
	馬橋公園 拡張区域整備工事 拡張区域建築工事	馬橋公園 開園	—	—	馬橋公園 開園
	(仮称)杉並第八小学校跡地公園 整備工事	すぎはち公園 整備工事	すぎはち公園 整備工事・開園	—	すぎはち公園 整備工事・開園
	経費(百万円)	269	335	488	1,092

※1 公園施設:公園に付帯する遊具・ベンチ等の設備や、植栽、管理事務所など、都市公園の効用を全うするための施設・設備等

※2 多目的スポーツコート:サッカーやラグビー、フットサルなど、様々なスポーツや運動に親しめる運動スペース

※3 地下調節池:台風や集中豪雨による水害を軽減するため、河川が増水した際に一時的に河川の水を貯留するための地下構造物

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

下高井戸おおぞら公園(東側エリア)について、関連する東京都発注の橋梁工事の不調に伴い、工期を変更する。

現行

施策11

7 地域の核となる公園の整備

多世代が利用できる魅力ある公園づくりを推進するため、広場や遊具、球戯場、樹林など様々な公園施設^{※1}が整備された面積2,500㎡以上の「地域の核」となる公園を整備します。

下高井戸おおぞら公園は、多目的スポーツコート^{※2}と水害対策のための地下調節池^{※3}(東京都施工)を整備します。

馬橋公園は、既存公園の隣接地を拡張整備して、一時避難地の機能の充実を図ります。

(仮称)杉並第八小学校跡地公園は、震災救援所機能の維持を図るとともに、地域の交流の場となるよう、イベントの利用を考慮した多目的広場等の整備を行います。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	下高井戸おおぞら公園(東側エリア) 整備工事 東京都との協議・調整	下高井戸おおぞら公園(東側エリア) 整備工事 東京都との協議・調整	下高井戸おおぞら公園(東側エリア) 整備工事・開園 東京都との協議・調整	—	下高井戸おおぞら公園(東側エリア) 整備工事・開園 東京都との協議・調整
	馬橋公園 拡張区域整備工事 拡張区域建築工事	馬橋公園 開園	—	—	馬橋公園 開園
	(仮称)杉並第八小学校跡地公園 整備工事	(仮称)杉並第八小学校跡地公園 整備工事	(仮称)杉並第八小学校跡地公園 整備工事・開園	—	(仮称)杉並第八小学校跡地公園 整備工事・開園
経費(百万円)		269	753	0	1,022

※1 公園施設:公園に付帯する遊具・ベンチ等の設備や、植栽、管理事務所など、都市公園の効用を全うするための施設・設備等

※2 多目的スポーツコート:サッカーやラグビー、フットサルなど、様々なスポーツや運動に親しめる運動スペース

※3 地下調節池:台風や集中豪雨による水害を軽減するため、河川が増水した際に一時的に河川の水を貯留するための地下構造物

施策12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

「人生100年時代」を迎え、生涯にわたって健やかに暮らせる健康長寿社会の実現を目指し、「杉並区健康づくり推進条例^{※1}」に基づき、区民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組みやすい環境の整備を推進していくとともに、区民や関係団体等と健康づくりに向けた様々な取組を推進していきます。また、「杉並区自殺対策計画(第2次)」に基づき、自殺予防の取組を進めるとともに、心の健康づくりを推進していきます。

施策の現状と課題

- 将来の健康状態を良好に保つためには、成人期^{※2}から健康づくりの意識を高め、自ら行動することが重要です。また、女性の社会進出が進む中で、各ライフステージにおける心身の変化から生じる女性特有の健康問題を解決するために、相談体制の充実や、自らの健康に対する意識付けを促す必要があります。さらに、ICTの普及などによる社会環境の変化や区民生活・意識の変化等を踏まえて健康づくりへの取組を実施する必要があります。
- 超高齢社会を迎えて糖尿病等の生活習慣による有病者が増加していることから、生活習慣病の早期発見・予防を図るために、特定健康診査^{※3}の受診促進等を進めていくとともに、発症・重症化予防に取り組む必要があります。
- がん死亡率の減少を目指し、国の指針を踏まえたがん検診の受診率向上を図るとともに、がん検診の精度管理^{※4}を強化する必要があります。
- 近年、増加傾向にある心の病気に対応するため、予防的な取組の充実が求められています。

計画最終年度の目標

- ICTなどの活用が進み、誰もが健康づくりの取組に容易に参加できる機会が保障されています。一人ひとりが健康づくりに関する様々な情報をSNS等で容易に入手し、健康アプリ等を活用しながらライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組むことなどによって、健康寿命が延伸されています。また、様々な女性の健康課題に関する相談体制が整っています。
- 特定健康診査の受診及び特定保健指導^{※5}による生活習慣の改善により、メタボリックシンドロームの対象者が減少しています。
- 生活習慣病予防から介護予防、認知症予防の取組により、高齢になっても自立し、生活しています。
- がん対策、糖尿病などの生活習慣病対策が効果的に実施され、発症予防・重症化予防が進み、がんによる死亡率の低下及び糖尿病等の生活習慣病有病者・予備軍の減少につながっています。
- 心の病気に関する正しい知識の普及が進むとともに、早期発見、早期対処が行われています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	65歳健康寿命	65歳の方が要介護認定(要介護2以上)を受けるまでの期間を健康と考え、健康でいられる年齢を平均的に表したものの ※東京保健所長会方式による算出方法(目標及び実績は、当該年度において直近で把握できる数値)
2	特定保健指導対象者割合の減少率	特定健診における特定保健指導対象者割合の減少率(平成20年度(2008年度)比)
3	がんの75歳未満年齢調整死亡率	年齢調整死亡率＝人口規模や年齢構成が異なる地域の死亡数を基準人口(昭和60年(1985年)モデル人口)で補正して算出 ※人口10万対(目標及び実績は、当該年度において直近で把握できる数値)
4	ゲートキーパー ^{※6} 養成者数(累計)	悩みや不安に寄り添えるよう、区のゲートキーパー養成講座を受講した区民・学校関係者・区職員等の数

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和6年度(2024年度)を始期とする、国の健康日本21(第三次)及び東京都健康推進プラン21(第三次)を受けて、各ライフステージにおける健康づくりに着目することとし、成人期や女性の健康づくり、一人ひとりが自ら健康づくりの意識を高めて主体的に取り組む観点を追加する。

現行	
健康・医療	「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

施策12 いきいきと住み続けることができる健康づくり

「人生100年時代」を迎え、生涯にわたって健やかに暮らせる健康長寿社会の実現を目指し、「杉並区健康づくり推進条例^{※1}」に基づき、区民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組みやすい環境の整備を推進していくとともに、区民や関係団体等と健康づくりに向けた様々な取組を推進していきます。また、「杉並区自殺対策計画(第2次)」に基づき、自殺予防の取組を進めるとともに、心の健康づくりを推進していきます。

施策の現状と課題

- ICTの普及などによる社会環境の変化や区民生活・意識の変化等を踏まえて健康づくりへの取組を実施する必要があります。
- 超高齢社会を迎えて糖尿病等の生活習慣による有病者が増加していることから、生活習慣病の早期発見・予防を図るために、特定健康診査^{※2}の受診促進等を進めていくとともに、発症・重症化予防に取り組む必要があります。
- がん死亡率の減少を目指し、国の指針を踏まえたがん検診の受診率向上を図るとともに、がん検診の精度管理^{※3}を強化する必要があります。
- 近年、増加傾向にある心の病気に対応するため、予防的な取組の充実が求められています。

計画最終年度の目標

- ICTなどの活用が進み、誰もが健康づくりの取組に容易に参加できる機会が保障されています。また、一人ひとりが健康管理・健康増進に取り組み、健康寿命が延伸されています。
- 特定健康診査の受診及び特定保健指導^{※4}による生活習慣の改善により、メタボリックシンドロームの対象者が減少しています。
- 生活習慣病予防から介護予防、認知症予防の取組により、高齢になっても自立し、生活しています。
- がん対策、糖尿病などの生活習慣病対策が効果的に実施され、発症予防・重症化予防が進み、がんによる死亡率の低下及び糖尿病等の生活習慣病有病者・予備軍の減少につながっています。
- 心の病気に関する正しい知識の普及が進むとともに、早期発見、早期対処が行われています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	65歳健康寿命	65歳の方が要介護認定(要介護2以上)を受けるまでの期間を健康と考え、健康でいられる年齢を平均的に表したもの ※東京保健所長会方式による算出方法(目標及び実績は、当該年度において直近で把握できる数値)
2	特定保健指導対象者割合の減少率	特定健診における特定保健指導対象者割合の減少率(平成20年度(2008年度)比)
3	がんの75歳未満年齢調整死亡率	年齢調整死亡率＝人口規模や年齢構成が異なる地域の死亡数を基準人口(昭和60年(1985年)モデル人口)で補正して算出 ※人口10万対(目標及び実績は、当該年度において直近で把握できる数値)
4	ゲートキーパー ^{※5} 養成者数(累計)	悩みや不安に寄り添えるよう、区のゲートキーパー養成講座を受講した区民・学校関係者・区職員等の数



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名		現状値	目標値		単位
			8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1	65歳健康寿命	男83.7 女86.8 (3年)	男84.1 女87.6 (7年)	男84.4 女88.2 (11年)	歳
2	特定保健指導対象者割合の減少率	30.5 (4年度)	25.0以上	25.0以上	%
3	がんの75歳未満年齢調整死亡率	男72.9 女51.7 (3年)	男67.8 女50.9 (7年)	男57.4 女49.2 (11年)	—
4	ゲートキーパー養成者数(累計)	2,263 (4年度)	2,850	3,450	人

施策を構成する実行計画事業

- 1 区民と進める健康づくりの推進 【重点】
- 2 生活習慣病予防の推進
- 3 がん対策の推進 【重点】
- 4 心の健康づくりの推進
- 5 スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実 【再掲】 (施策29-1)

【令和6年度(2024年度)修正の理由】
「東京都健康推進プラン21(第三次)」及び「東京都がん対策推進計画」において新たに示された数値目標を踏まえ、施策指標の目標値を上方修正する。

※1 杉並区健康づくり推進条例:健康づくりに関する基本理念を定め、区民、事業者、関係団体及び区のそれぞれの役割や責務を明らかにするとともに、目標・指標の設定及び健康づくり推進協議会の設置等について規定した条例

※2 成人期:概ね18歳以上65歳未満

※3 特定健康診査:メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、生活習慣病の予防や悪化防止などを目的としている健診

※4 精度管理:死亡率減少を目指すため、受診率、要精密検査率、精密検査受診率、がんの発見率など、検診の実施過程に関する指標を把握し、がん検診の精度を高めること

※5 特定保健指導:特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ(保健師、管理栄養士など)が生活習慣を見直すための支援

※6 ゲートキーパー:自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名		現状値	目標値		単位
			8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1	65歳健康寿命	男83.7 女86.8 (3年)	男84.1 女87.6 (7年)	男84.4 女88.2 (11年)	歳
2	特定保健指導対象者割合の減少率	30.5 (4年度)	25.0以上	25.0以上	%
3	がんの75歳未満年齢調整死亡率	男72.9 女51.7 (3年)	男72.1 女51.8 (7年)	男67.9 女49.2 (11年)	—
4	ゲートキーパー養成者数(累計)	2,263 (4年度)	2,850	3,450	人

施策を構成する実行計画事業

- 1 区民と進める健康づくりの推進 【重点】
- 2 生活習慣病予防の推進
- 3 がん対策の推進 【重点】
- 4 心の健康づくりの推進
- 5 スポーツ・運動に親しむことができる場と機会の充実 【再掲】 (施策29-1)

※1 杉並区健康づくり推進条例:健康づくりに関する基本理念を定め、区民、事業者、関係団体及び区のそれぞれの役割や責務を明らかにするとともに、目標・指標の設定及び健康づくり推進協議会の設置等について規定した条例

※2 特定健康診査:メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、生活習慣病の予防や悪化防止などを目的としている健診

※3 精度管理:死亡率減少を目指すため、受診率、要精密検査率、精密検査受診率、がんの発見率など、検診の実施過程に関する指標を把握し、がん検診の精度を高めること

※4 特定保健指導:特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ(保健師、管理栄養士など)が生活習慣を見直すための支援

※5 ゲートキーパー:自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人

修正後

施策12

1 区民と進める健康づくりの推進

【重点】

食育や介護予防、歯と口腔の健康づくり等に関する理解の促進を図るため、SNSをはじめとするICTを活用した情報発信やライフステージに応じた取組を推進します。また、食育ボランティアをはじめとする区民や団体などへの活動支援や民間スポーツ施設等との協働事業により、誰もが社会参加ができ、自主的に健康づくりに取り組める環境を整備していきます。さらに、望まない受動喫煙が生じないよう、飲食店などへ禁煙・分煙化の普及啓発活動などを行うなど、受動喫煙防止に取り組めます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援
	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援
	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援
	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進
			成人期や女性の健康づくりの推進 健康アプリ 検討・実施 女性の健康LINE相談 拡大・実施	成人期や女性の健康づくりの推進 健康アプリ 実施 女性の健康LINE相談 実施	成人期や女性の健康づくりの推進 健康アプリ 検討・実施 女性の健康LINE相談 拡大・実施
	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発
	経費(百万円)	56	86	75	217

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和6年度(2024年度)を始期とする、国の健康日本21(第三次)及び東京都健康推進プラン21(第三次)を受けて、各ライフステージにおける健康づくりに着目することとし、「成人期や女性の健康づくりの推進」を事業に追加する。

施策12

1 区民と進める健康づくりの推進

【重点】

食育や介護予防、歯と口腔の健康づくり等に関する理解の促進を図るため、SNSをはじめとするICTを活用した情報発信やライフステージに応じた取組を推進します。また、食育ボランティアをはじめとする区民や団体などへの活動支援や民間スポーツ施設等との協働事業により、誰もが社会参加ができ、自主的に健康づくりに取り組める環境を整備していきます。さらに、望まない受動喫煙が生じないよう、飲食店などへ禁煙・分煙化の普及啓発活動などを行うなど、受動喫煙防止に取り組めます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援	食育活動の推進 ライフステージに応じた食育の推進 食育ボランティア・食育団体の育成・支援
	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援	介護予防活動の推進 介護予防の普及啓発 地域介護予防活動の支援
	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援	歯と口腔の健康づくりの推進 ライフステージに応じた歯科保健の推進 適切な歯と口腔の健康づくりの支援
	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進	関係団体等との協働による健康づくりの推進
	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発	受動喫煙防止対策等の推進 受動喫煙防止普及啓発
経費(百万円)		56	56	56	168

修正後

施策14

2 男女共同参画の推進

【重点】

男女共同参画社会※¹の実現に向け、男女平等推進センター※²において、啓発講座とともに、家庭や仕事等に係る一般相談と、離婚や養育費等に係る法律相談を行います。また、配偶者暴力相談支援センター※³においてDV相談を実施し、相談者の状況に応じて適切な支援に結び付けます。

また「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の結果や、ジェンダー平等に関する審議会の答申等を踏まえて、更なる施策の推進に取り組めます。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
男女共同参画啓発講座の開催 5講座 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 DV相談実施 —	男女共同参画啓発講座の開催 5講座 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 DV相談実施 男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施 <u>ジェンダー平等に関する審議会 設置・運営</u>	男女共同参画啓発講座の開催 5講座 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 DV相談実施 — <u>ジェンダー平等に関する審議会 運営</u> <u>審議会の答申を踏まえた取組 検討</u>	男女共同参画啓発講座の開催 5講座 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 DV相談実施 — 二 <u>審議会の答申を踏まえた取組 実施</u>	男女共同参画啓発講座の開催 15講座 男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施 DV相談実施 男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施 <u>ジェンダー平等に関する審議会 設置・運営</u> <u>審議会の答申を踏まえた取組 検討・実施</u>
経費(百万円)	25	19	18	62

※1 男女共同参画社会:男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会基本法第2条)

※2 男女平等推進センター:男女共同参画社会の実現を目指す活動を進める拠点として、情報の収集・発信、啓発・学習、総合相談、団体の育成・交流促進などを行う施設

※3 配偶者暴力相談支援センター:被害者支援のための相談・一時保護や自立支援・保護命令制度・保護施設の利用についての情報提供、その他の援助を行う、配偶者・パートナーからの暴力全般に関する相談窓口

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和6年度(2024年度)に「ジェンダー平等に関する審議会」を設置したことから、「ジェンダー平等に関する審議会」の「設置・運営」と「審議会の答申を踏まえた取組」を追加する。

施策14

2 男女共同参画の推進

【重点】

男女共同参画社会^{※1}の実現に向け、男女平等推進センター^{※2}において、啓発講座とともに、家庭や仕事等に係る一般相談と、離婚や養育費等に係る法律相談を行います。また、配偶者暴力相談支援センター^{※3}においてDV相談を実施し、相談者の状況に応じて適切な支援に結び付けます。

また、「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」を実施し、実態調査結果を基に、ジェンダー平等や性の多様性の理解増進に関する施策の充実を図ります。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 5講座	男女共同参画啓発講座の開催 15講座
	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施	男女共同参画に関する一般相談・法律相談実施
	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施	DV相談実施
	—	男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施	—	—	男女共同参画に関する意識と生活実態調査実施
経費(百万円)		25	18	18	61

- ※1 男女共同参画社会:男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会基本法第2条)
- ※2 男女平等推進センター:男女共同参画社会の実現を目指す活動を進める拠点として、情報の収集・発信、啓発・学習、総合相談、団体の育成・交流促進などを行う施設
- ※3 配偶者暴力相談支援センター:被害者支援のための相談・一時保護や自立支援・保護命令制度・保護施設の利用についての情報提供、その他の援助を行う、配偶者・パートナーからの暴力全般に関する相談窓口

修正後

施策14

3 性の多様性が尊重される地域社会の実現

「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」に基づき、性的マイノリティ^{※1}に関する相談・啓発事業を実施するなど、すべての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けて取り組みます。

また、パートナーシップ制度については、「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の結果をはじめ幅広い区民等の意見や、ジェンダー平等に関する審議会の答申を踏まえ、制度の見直しに向けた検討を進め、その検討結果に基づいて、より充実した制度運用を図ります。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施
	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施
	パートナーシップ制度創設・運用	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討	パートナーシップ制度検討結果に基づく運用	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討・検討結果に基づく運用
経費(百万円)		1	1	1	3

※1 性的マイノリティ:性的指向や性自認等に関して、そのあり方が少数派の人々

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

パートナーシップ制度について、令和7年度(2025年度)に予定している「ジェンダー平等に関する審議会」の答申を踏まえ、見直しに向けた検討を行うこととしたため修正する。

施策14

3 性の多様性が尊重される地域社会の実現

「杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」に基づき、性的マイノリティ※1に関する相談・啓発事業を実施するなど、すべての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に向けて取り組みます。

また、パートナーシップ制度については、「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」結果や当事者を含めた幅広い区民等の意見を踏まえ、制度の見直しに向けた検討を進め、その検討結果に基づいて、より充実した制度運用を図ります。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施	性的マイノリティに関する相談実施
	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施	性的マイノリティに関する啓発事業実施
	パートナーシップ制度創設・運用	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討	パートナーシップ制度検討結果に基づく運用	パートナーシップ制度検討結果に基づく運用	パートナーシップ制度運用・見直しに向けた検討・検討結果に基づく運用
経費(百万円)		1	1	1	3

※1 性的マイノリティ:性的指向や性自認等に関して、そのあり方が少数派の人々

修正後

施策15

2 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実 **【重点】**

生活自立支援窓口(くらしのサポートステーション^{※1})では、相談を通じて課題を把握し、区の担当組織や関係機関等と連携して伴走型の支援を行います。また、就労支援センターと密接に連携し就労に必要な知識・技能の習得支援や就労先の紹介等につなげます。子どもへの支援については、進学支援を含む学習支援や社会性の習得に向けた支援を実施します。

ひきこもり状態にある方については、就労だけでなく、本人の自尊心の回復とその人なりの社会参加ができるよう、当事者をはじめ家族に対して様々な支援を行うとともに、ひきこもりについての地域における理解促進を進めます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施
	子どもの学習等支援 事業 実施 48回	子どもの学習等支援 事業 実施 48回	子どもの学習等支援 事業 実施 144回	子どもの学習等支援 事業 実施 144回	子どもの学習等支援 事業 実施 336回
	ひきこもり支援事業 調査・検討・実施準備	ひきこもり支援事業 実施準備	ひきこもり支援事業 実施 専門相談窓口開設 居場所事業 ^{※2} 実施	ひきこもり支援事業 実施 専門相談窓口実施 居場所事業実施	ひきこもり支援事業 実施準備・実施 専門相談窓口開設・実施 居場所事業実施
	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 調査・検討・実施準備	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の実施 準備	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の実施	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の実施	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の 実施準備・実施
経費(百万円)		100	135	135	370

※1 くらしのサポートステーション:経済的な困りごとと合わせて、ひきこもりや子どもの学習支援等生活上で様々な不安や課題を抱えた方の相談窓口

※2 居場所事業:ひきこもりの状態にある方に、就労自立ではなく、自らの役割を感じられる機会を与え安心して過ごせる場所を提供する事業

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和6年度(2024年度)に策定した「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を踏まえ、主に要支援世帯の子どもを対象とした学習等支援事業の実施場所を区内複数か所にするるとともに、実施回数を拡充する。

施策15

2 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実

【重点】

生活自立支援窓口（くらしのサポートステーション^{※1}）では、相談を通じて課題を把握し、区の担当組織や関係機関等と連携して伴走型の支援を行います。また、就労支援センターと密接に連携し就労に必要な知識・技能の習得支援や就労先の紹介等につなげます。子どもへの支援については、進学支援を含む学習支援や社会性の習得に向けた支援を実施します。

ひきこもり状態にある方については、就労だけでなく、本人の自尊心の回復とその人なりの社会参加ができるよう、当事者をはじめ家族に対して様々な支援を行うとともに、ひきこもりについての地域における理解促進を進めます。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施	自立相談支援事業 実施
子どもの学習等支援 事業 実施 年48回	子どもの学習等支援 事業 実施《年48回》	子どもの学習等支援 事業 実施《年48回》	子どもの学習等支援 事業 実施《年48回》	子どもの学習等支援 事業 実施《年48回》
ひきこもり支援事業 調査・検討・実施準備	ひきこもり支援事業 実施準備	ひきこもり支援事業 実施 専門相談窓口開設 居場所事業 ^{※2} 実施	ひきこもり支援事業 実施 専門相談窓口実施 居場所事業実施	ひきこもり支援事業 実施準備・実施 専門相談窓口開 設・実施 居場所事業実施
ひきこもりに関する知識 の普及啓発 調査・検討・実施準備	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の実施 準備	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の実施	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の実施	ひきこもりに関する知識 の普及啓発 講座・講演会の 実施準備・実施
経費(百万円)	100	118	118	336

※1 くらしのサポートステーション:経済的な困りごとと合わせて、ひきこもりや子どもの学習支援等生活上で様々な不安や課題を抱えた方の相談窓口

※2 居場所事業:ひきこもりの状態にある方に、就労自立ではなく、自らの役割を感じられる機会を与え安心して過ごせる場所を提供する事業

修正後

施策16

6 高齢者いきがい活動の充実

多くの元気な高齢者が地域の中でいきがいを持って活躍できるよう、身近な場所で気軽に集える居場所を確保するとともに、多様な地域活動・ボランティア活動や学びと仲間づくり等の機会を提供し、「人生100年時代」の健康長寿社会に必要な環境の整備・充実を図ります。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営・改築設計 0.5所	ゆうゆう館の運営・改築設計 0.5所
	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営
	いきいきクラブ※ ¹ 58クラブ 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援
	長寿応援ポイント事業※ ² 実施 事業の見直し検討	長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備 見直し後の事業実施
	杉の樹大学※ ³ 事業 ICT関連講座実施	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し
経費(百万円)		459	447	451	1,357

※1 いきいきクラブ:概ね60歳以上の高齢者が、自らの知識や経験を生かし、いきがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期をいきいきと過ごすことを目的とした地域団体

※2 長寿応援ポイント事業:区が事前に認定した地域貢献活動やいきがい活動等へ参加した高齢者に、商品券等と交換できるポイントシールを配ることで、いきがいや互いの支え合いを応援する仕組み

※3 杉の樹大学:60歳以上の区民を対象とした講座を開催し、学びを通したいきがいの発見、地域参加等を支援する事業。令和4年度(2022年度)から、高齢者のICT利用を支援するための講座を中心に学びの機会を提供

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

高井戸東保育園とゆうゆう高井戸東館の現地改築に向けて、設計に着手することに伴い修正する。

現行

施策16

6 高齢者いきがい活動の充実

多くの元気な高齢者が地域の中でいきがいを持って活躍できるよう、身近な場所で気軽に集える居場所を確保するとともに、多様な地域活動・ボランティア活動や学びと仲間づくり等の機会を提供し、「人生100年時代」の健康長寿社会に必要な環境の整備・充実に図ります。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営	ゆうゆう館の運営
	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営	高齢者活動支援センターの運営
	いきいきクラブ※ ¹ 58クラブ 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援	いきいきクラブ 《58クラブ》 活動支援
	長寿応援ポイント事業※ ² 実施 事業の見直し検討	長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 見直し後の事業実施	長寿応援ポイント事業 実施 事業の見直し検討 見直し後の事業実施 準備 見直し後の事業実施
	杉の樹大学※ ³ 事業 ICT関連講座実施	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し	杉の樹大学事業 ICT関連講座実施 カリキュラムの見直し
	経費(百万円)	459	447	448	1,354

※1 いきいきクラブ: 概ね60歳以上の高齢者が、自らの知識や経験を生かし、いきがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じて、高齢期をいきいきと過ごすことを目的とした地域団体

※2 長寿応援ポイント事業: 区が事前に認定した地域貢献活動やいきがい活動等へ参加した高齢者に、商品券等と交換できるポイントシールを配ることで、いきがいや互いの支え合いを応援する仕組み

※3 杉の樹大学: 60歳以上の区民を対象とした講座を開催し、学びを通したいきがいの発見、地域参加等を支援する事業。令和4年度(2022年度)から、高齢者のICT利用を支援するための講座を中心に学びの機会を提供

修正後

子ども

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

子どもの権利が保障され、子どもの意見が尊重される環境を整えることにより、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

また、子どもの命と安全を守るため、児童虐待対応や相談支援体制を充実し、総合的な児童相談体制の強化に取り組めます。

さらに、すべての子どもの育ちを支え、自分らしく生きていくことができるよう、子どもの貧困対策やヤングケアラーの支援を進めていきます。

施策の現状と課題

- すべての子どもは、個人として尊重され、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障される権利を持っており、子どもが自由に意見を言うことができ、子どもの意見が必要なところに届けられる環境を整備する必要があります。
- 子どもの貧困やヤングケアラーなど、子どもの現在及び将来が生まれた環境によって左右されず、健やかに成長できるよう、必要な支援がつながるような取組の一層の推進や社会から孤立してしまう前に発見する感度を高めることが求められています。
- 全国の児童虐待対応件数は引き続き増加している中、発生の未然防止・早期発見、発生時の迅速かつ的確な対応、被虐待児童の自立支援などの課題に対応するために児童福祉法が改正され、区市町村や児童相談所設置自治体は、家庭での養育の支援の充実や社会的養育^{※1}の環境の整備が求められています。

計画最終年度の目標

- 子どもは権利の主体であることを大人も子どもも理解し、子どもの権利の擁護が図られるとともに、共に社会を創る一員として子どもの意見や思いが尊重され、子どもに関わる事柄に子どもが当事者として関わることであります。
- 支援を必要とする子どもや家庭への取り組みが充実・強化され、必要とされる場所へ支援がつながり、子どもの最善の利益を実現する社会づくりが推進されています。
- 社会的養育に係る様々な取組(子どもの権利擁護に係る環境整備、意見表明支援事業等)が着実に進み、子どもの権利を尊重する環境が整備されています。
- 児童虐待の未然防止・早期発見による重篤化の予防機能を担う子ども家庭支援センター・保健センターと、高度な専門性を生かした、法的権限による介入を担う児童相談所の、両輪体制による児童相談体制が実現されています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	子どもの権利 ^{※2} について知っている区民の割合	区民意向調査 ※令和6年度(2024年度)に実施する区民意向調査により現状値を把握し、毎年度修正において、目標値を設定
2	守られていない子どもの権利があると思う子どもの割合	子どもと子育て家庭の実態調査
3	「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合	子どもと子育て家庭の実態調査

現行	
子ども	すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策18 子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実

子どもの権利が保障され、子どもの意見が尊重される環境を整えることにより、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

また、子どもの命と安全を守るため、児童虐待対応や相談支援体制を充実し、総合的な児童相談体制の強化に取り組めます。

さらに、すべての子どもの育ちを支え、自分らしく生きていくことができるよう、子どもの貧困対策やヤングケアラーの支援を進めていきます。

施策の現状と課題
○ すべての子どもは、個人として尊重され、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障される権利を持っており、子どもが自由に意見を言うことができ、子どもの意見が必要なところに届けられる環境を整備する必要があります。 ○ 子どもの貧困やヤングケアラーなど、子どもの現在及び将来が生まれた環境によって左右されず、健やかに成長できるよう、必要な支援がつながるような取組の一層の推進や社会から孤立してしまう前に発見する感度を高めることが求められています。 ○ 全国の児童虐待対応件数は引き続き増加している中、発生の未然防止・早期発見、発生時の迅速かつ的確な対応、被虐待児童の自立支援などの課題に対応するために児童福祉法が改正され、区市町村や児童相談所設置自治体は、家庭での養育の支援の充実や社会的養育^{※1}の環境の整備が求められています。

計画最終年度の目標
○ 子どもは権利の主体であることを大人も子どもも理解し、子どもの権利の擁護が図られるとともに、共に社会を創る一員として子どもの意見や思いが尊重され、子どもに関わる事柄に子どもが当事者として関わることができています。 ○ 支援を必要とする子どもや家庭への取り組みが充実・強化され、必要とされるところへ支援がつながり、子どもの最善の利益を実現する社会づくりが推進されています。 ○ 社会的養育に係る様々な取組(子どもの権利擁護に係る環境整備、意見表明支援事業等)が着実に進み、子どもの権利を尊重する環境が整備されています。 ○ 児童虐待の未然防止・早期発見による重篤化の予防機能を担う子ども家庭支援センター・保健センターと、高度な専門性を生かした、法的権限による介入を担う児童相談所の、両輪体制による児童相談体制が実現されています。

目標に向けた施策指標(成果指標)の設定

指標名		指標の説明
1	子どもの権利 ^{※2} について知っている区民の割合	区民意向調査 ※令和6年度(2024年度)に実施する区民意向調査により現状値を把握し、毎年度修正において、目標値を設定
2	守られていない子どもの権利があると思う子どもの割合	子どもと子育て家庭の実態調査
3	「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合	子どもと子育て家庭の実態調査

修正後



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名		現状値	目標値		単位
			8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1	子どもの権利※2について知っている区民の割合	33.8 (5年度)	36.0	40.0	%
2	守られていない子どもの権利があると思う子どもの割合	24.8 (5年度)	23.0	20.0	%
3	「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合	69.3 (5年度)	72.0	75.0以上	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 子どもの権利が尊重される地域社会の実現 【重点】
- 2 子どもの貧困対策の推進
- 3 子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築 【重点】
- 4 ヤングケアラー支援の推進 【重点】
- 5 より良い子どもの居場所づくりの推進 【再掲】 (施策19-1)

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和6年度(2024年度)に実施した区民意向調査により現状値を把握したことから、現状値及び目標値を設定する。

※1 社会的養育:虐待を受けた子どもや何らかの事情により保護者が育てられない子どもたちを、公的な責任において社会的に養育すること

※2 子どもの権利:「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」で定められている権利

現行



施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名		現状値	目標値		単位
			8年度 (2026)	12年度 (2030)	
1	子どもの権利※ ² について知っている区民の割合	—	上昇	上昇	%
2	守られていない子どもの権利があると思う子どもの割合	24.8 (5年度)	23.0	20.0	%
3	「自分のことが好きだ」と思う子どもの割合	69.3 (5年度)	72.0	75.0以上	%

施策を構成する実行計画事業

- 1 子どもの権利擁護の推進 【重点】
- 2 子どもの意見表明・参画の推進 【重点】
- 3 子どもの貧困対策の推進
- 4 子どもの命と安全を守る児童相談体制の構築 【重点】
- 5 ヤングケアラー支援の推進 【重点】

※1 社会的養育:虐待を受けた子どもや何らかの事情により保護者が育てられない子どもたちを、公的な責任において社会的に養育すること

※2 子どもの権利:「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」で定められている権利

修正後

施策18

1 子どもの権利が尊重される地域社会の実現

【重点】

子どもの最善の利益を考える地域社会の実現に向けて、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に定められた子どもの権利の理念に基づく、「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」を制定し、条例に基づく取組を進めていきます。子どもの権利について、周知リーフレット等を作成し、区民等を対象に広く普及啓発に取り組むとともに、区職員を対象に研修を実施します。また、子どもが自分の思いや考え、意見を表明できる環境を整え、社会的活動に参画する機会を確保していきます。さらに、子どもの権利に関する相談と救済の仕組みを整えていきます。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討・制定	—	—	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討・制定
子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施
—	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進
		相談・救済機関の設置 準備・実施	相談・救済機関の設置 実施	相談・救済機関の設置 準備・実施
子どもの権利擁護に関する審議会 設置・運営	子どもの権利擁護に関する審議会 運営	—	—	子どもの権利擁護に関する審議会 運営
—	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 検討・実施	—	—	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 検討・実施
経費(百万円)	1	9	7	17

1 子どもの権利が尊重される地域社会の実現 へ統合

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和7年(2025年)第1回区議会定例会に提出する「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」に基づき、子ども施策を総合的に推進するため、施策18-1「子どもの権利擁護の推進」と施策18-2「子どもの意見表明・参画の推進」を統合するとともに、「相談・救済機関の設置」の取組を追加する。

現行

施策18

1 子どもの権利擁護の推進

【重点】

子どもの最善の利益を考える地域社会の実現に向けて、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に定められた子どもの権利の理念に基づく、「(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例」の制定を目指します。条例案の検討に当たっては、多くの子どもの意見や思いを取り入れることができるよう取り組んでいきます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討・制定	—	—	(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例 検討・制定
	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施	子どもの権利に関する普及啓発 実施
	子どもの権利擁護に関する審議会 設置・運営	子どもの権利擁護に関する審議会 運営	—	—	子どもの権利擁護に関する審議会 運営
	—	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 検討・実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 実施	子どもの権利擁護に関する審議会の答申を踏まえた取組 検討・実施
経費(百万円)		1	0	0	1

2 子どもの意見表明・参画の推進

【重点】

子どもに関わる事柄について、子どもが当事者として意見や思いを自分の望む方法で表明できる環境を整え、子どもと大人が共に考え、創り上げていける社会を目指し、広く意識の醸成を図っていきます。また、子ども施策について、子どもの意見を反映させていくために、必要な取組を行っていきます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	—	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進	子どもの意見表明・参画の推進
	—	子ども施策への子どもの意見の反映	—	—	子ども施策への子どもの意見の反映
経費(百万円)		1	0	0	1

施策19

1 より良い子どもの居場所づくりの推進

【重点】

「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」^{※1}に基づき、これまでの児童館再編の考え方を見直し、現在ある25の児童館を存置し、令和9年度(2027年度)までに順次、機能の強化を図ります。また、現在、中学校区に児童館がない地域では、今後、他の区立施設との併設等を前提に、新たな児童館の整備を検討していきます。

中・高校生の居場所については、児童館のうち7館(7地域に各1館)を「中・高校生機能優先館」に位置づけ、当事者である中・高校生の意見を聴きながら、強化する機能の詳細を検討し、令和9年度(2027年度)から順次、移行することを目指します。

小学生の居場所として小学校施設を活用して実施している放課後等居場所事業は、令和9年度(2027年度)までに、すべての小学校に段階的に拡充するとともに、令和9年度(2027年度)の全校実施に合わせて、諸室の利用拡大や新たなおやつを提供を行うなど、事業のより一層の充実を図ります。

さらに、公園や図書館、集会施設、スポーツ施設などの多世代の区民を対象とする一般区民施設についても、今後、子どもの意見を聴きながら、可能な限り、子どもの居場所としての充実を図っていきます。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
今後のより良い子どもの居場所のあり方検討	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針検討・策定	＝	＝	＝
児童館・児童青少年センターの運営	児童館・児童青少年センターの運営	児童館 25館 機能強化 検討・実施	児童館 25館 機能強化 検討・実施	児童館 25館 機能強化 検討・実施
		中・高校生機能 優先児童館の整備 検討	中・高校生機能 優先児童館の整備 検討	中・高校生機能 優先児童館の整備 検討
		＝	児童館の新規整備 検討	児童館の新規整備 検討
小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 15所	小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 新規2所(累計17所)	小学生の放課後等居場所事業 実施 新規3所 (累計20所)	小学生の放課後等居場所事業 実施 新規10所 (累計30所)	小学生の放課後等居場所事業 実施 新規15所 (累計30所)
小学生の放課後等居場所事業の拡充 2所	小学生の放課後等居場所事業の拡充 新規15所 (累計17所)	事業の充実 検討 入退室管理アプリケーション 運用	事業の充実 検討・試行実施 入退室管理アプリケーション 運用	事業の充実 検討・試行実施 入退室管理アプリケーション 導入準備・運用開始・運用
小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入検討	小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入準備・運用開始	日曜日・祝日の校庭開放 実施	日曜日・祝日の校庭開放 実施	日曜日・祝日の校庭開放 実施
		小学校始業前の朝の居場所 検討・実施	小学校始業前の朝の居場所 実施	小学校始業前の朝の居場所 検討・実施
		子ども・子育てプラザ7所 小学生タイム 拡充	子ども・子育てプラザ7所 小学生タイム 実施	子ども・子育てプラザ7所 小学生タイム 拡充・実施
中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと ^{※2} 永福 実施 高円寺図書館及びコミュニティふらっと 高円寺南 準備	中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと永福 実施 高円寺図書館及びコミュニティふらっと 高円寺南 準備	中・高校生の居場所 児童青少年センター(ゆう杉並)の充実 実施 コミュニティふらっとでの新たな居場所 実施 新規1所 (累計2所)	中・高校生の居場所 児童青少年センター(ゆう杉並)の充実 実施 コミュニティふらっとでの新たな居場所 － (累計2所)	中・高校生の居場所 児童青少年センター(ゆう杉並)の充実 実施 コミュニティふらっとでの新たな居場所 実施 新規1所 (累計2所)
		公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実 実施	公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実 実施	公園等の一般区民施設を活用した子どもの居場所の充実 実施
経費(百万円)	411	531	795	1,737

※1 杉並区子どもの居場所づくり基本方針:今後の子どもの居場所づくりに関する理念や基本的な考え方、取組の方向性など、子どもの居場所に関わる取組の指針になるものとして令和7年(2025年)1月に策定したもの

※2 コミュニティふらっと:乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設

施策19

1 より良い子どもの居場所づくりの推進

【重点】

児童館再編の取組の検証結果^{※1}において、学校になじめない子どもへの対応をはじめとした様々な課題や、再編による新たな居場所には見られない児童館ならではの特性があること等が明らかとなりました。このことを踏まえ、当事者である子どもや保護者、地域住民の意見を幅広く聴きながら、様々な困難を抱える子どもを含むすべての子どもを対象とした、より良い居場所づくりの指針となる「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定し、令和7年度(2025年度)以降、この方針に基づく取組を進めます。

また、一部の小学校で試行実施していた、放課後等居場所事業の学校休業日(土曜日を除く)の実施時間の拡充を令和6年度(2024年度)からすべての事業実施校で行います。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
今後のより良い子どもの居場所のあり方検討 児童館・児童青少年センターの運営 小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 15所 小学生の放課後等居場所事業の拡充 2所 中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと^{※2} 永福 実施 高円寺図書館及び(仮称)コミュニティふらっと高円寺南 準備 小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入検討	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針 検討・策定 児童館・児童青少年センターの運営 小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 新規2所(累計17所) 小学生の放課後等居場所事業の拡充 新規15所(累計17所) 中・高校生の新たな居場所づくり 永福図書館及びコミュニティふらっと永福 実施 高円寺図書館及び(仮称)コミュニティふらっと高円寺南 準備・実施 小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入準備・運用開始	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく居場所づくりの推進 小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 運用	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく居場所づくりの推進 小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 運用	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく居場所づくりの推進 小学生の放課後等居場所事業の入退室管理アプリケーション 導入準備・運用開始・運用
【令和6年度(2024年度)修正の理由】 令和6年度(2024年度)に策定した「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を踏まえ、全面的に修正する。				
経費(百万円)	411	11	11	433

※1 児童館再編の取組の検証結果:この間の児童館再編の取組(児童館にかわる新しい子どもの居場所づくり)について、その活動内容が児童館の機能・役割を継承しているかどうか等を検証するため、分析・評価の結果を令和5年(2023年)9月にまとめたもの

※2 コミュニティふらっと:乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設

修正後

施策20

2 地域における子育て支援体制の充実

「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、乳幼児期における子どもの育ちと子育てを応援するため、地域の子育て支援拠点として子ども・子育てプラザ^{※1}の機能の充実を図ります。また、児童館におけるゆうキッズ事業の実施やつどいの広場の運営支援に加え、一部の児童館において令和9年度(2027年度)を目途に日曜日開館を実施することにより、乳幼児親子が気軽に安心して利用できる居場所の充実を図ります。

このほか、子育て家庭や妊産婦が、母子保健サービス、地域子ども・子育て支援事業や教育・保育施設などを円滑に利用できるように、相談・助言や情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図ります。

地域の中で子育ての相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業^{※2}のほか、一時預かり事業^{※3}や子育て応援券^{※4}事業等の実施を通して、子育てを地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
子ども・子育てプラザの整備・運営 開設1所 (累計 7所)	子ども・子育てプラザの運営 7所	子ども・子育てプラザの運営 7所 機能の充実 検討・実施	子ども・子育てプラザの運営 7所 機能の充実 検討・実施	子ども・子育てプラザの運営 7所 機能の充実 検討・実施
乳幼児親子の居場所実施	乳幼児親子の居場所実施	乳幼児親子の居場所 充実	乳幼児親子の居場所 充実	乳幼児親子の居場所 実施・充実
地域子育てネットワーク事業 ^{※5} 実施	地域子育てネットワーク事業 実施	地域子育てネットワーク事業 実施	地域子育てネットワーク事業 実施	地域子育てネットワーク事業 実施
利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施	利用者支援事業 実施
ファミリー・サポート・センター事業 実施	ファミリー・サポート・センター事業 実施	ファミリー・サポート・センター事業 実施	ファミリー・サポート・センター事業 実施	ファミリー・サポート・センター事業 実施
訪問育児サポーター ^{※6} 実施	訪問育児サポーター 実施	訪問育児サポーター 実施	訪問育児サポーター 実施	訪問育児サポーター 実施
一時預かり事業 実施	一時預かり事業 拡充	一時預かり事業 実施	一時預かり事業 実施	一時預かり事業 拡充・実施
子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施	子育て応援券事業 実施
経費(百万円)	750	770	765	2,285

※1 子ども・子育てプラザ:乳幼児とその保護者を主たる利用対象として、乳幼児親子同士の交流や安全・安心な遊びの場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講座等を実施する地域子育て支援拠点

※2 ファミリー・サポート・センター事業:短時間の子どもの預かりや送迎等、子育ての手助けを必要とする人(利用会員)と、手助けができる人(協力会員)をつなぎ、地域の中で子育ての援助を行う事業

※3 一時預かり事業:保護者の通院、就労、育児疲れの解消などのため、乳幼児を短時間預かる事業

※4 子育て応援券:子育ての支援をしてくれる地域の人、団体などとかかわりを持ちながら、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、就学前の子どもがいる家庭の保護者を対象に交付する、出産準備や育児の相談、一時保育などの有料の子育て支援サービスに利用できる券(チケット)

※5 地域子育てネットワーク事業:各小学校区で、児童館及び子ども・子育てプラザを事務局として、地域との協働による地域交流の伝統行事の実施や、関係機関や地域団体等で構成する連絡会の開催など、子どもと子育てを応援する地域社会のつながりを強めるための取組

※6 訪問育児サポーター:0歳児の子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行う事業

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和6年度(2024年度)に策定した「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を踏まえ、子ども・子育てプラザの運営及び乳幼児親子の居場所に係る取組を修正する。

施策20

2 地域における子育て支援体制の充実

これまでの地域子育て支援拠点である子ども・子育てプラザ^{※1}や地域子育てネットワーク事業^{※2}等の取組については、令和6年度(2024年度)に策定予定の「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、令和7年度(2025年度)以降、乳幼児親子が気軽に安心して利用できる居場所の充実を図るとともに、子育てにかかわる様々な団体や家庭、学校等との連携・協力により、子育て支援の充実を図ります。

このほか、子育て家庭や妊産婦が、母子保健サービス、地域子ども・子育て支援事業や教育・保育施設などを円滑に利用できるように、相談・助言や情報提供等を行う「利用者支援事業」の充実を図ります。

地域の中で子育ての相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業^{※3}のほか、一時預かり事業^{※4}や子育て応援券^{※5}事業等の実施を通して、子育てを地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量 子ども・子育てプラザの整備・運営 開設1所 (累計 7所) 乳幼児親子の居場所実施 地域子育てネットワーク事業実施 利用者支援事業実施 ファミリー・サポート・センター事業実施 訪問育児サポーター ^{※6} 実施 一時預かり事業実施 子育て応援券事業実施	子ども・子育てプラザの運営 7所 乳幼児親子の居場所実施 地域子育てネットワーク事業実施 利用者支援事業実施 ファミリー・サポート・センター事業実施 訪問育児サポーター実施 一時預かり事業拡充 子育て応援券事業実施	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく乳幼児親子の居場所づくり 地域子育てネットワーク事業実施 利用者支援事業実施 ファミリー・サポート・センター事業実施 訪問育児サポーター実施 一時預かり事業実施 子育て応援券事業実施	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく乳幼児親子の居場所づくり 地域子育てネットワーク事業実施 利用者支援事業実施 ファミリー・サポート・センター事業実施 訪問育児サポーター実施 一時預かり事業実施 子育て応援券事業実施	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく乳幼児親子の居場所づくり 地域子育てネットワーク事業実施 利用者支援事業実施 ファミリー・サポート・センター事業実施 訪問育児サポーター実施 一時預かり事業拡充・実施 子育て応援券事業実施
経費(百万円)	750	770	765	2,285

※1 子ども・子育てプラザ:乳幼児とその保護者を主たる利用対象として、乳幼児親子同士の交流や安全・安心な遊びの場の提供、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講座等を実施する地域子育て支援拠点

※2 地域子育てネットワーク事業:各小学校区で、児童館及び子ども・子育てプラザを事務局として、地域との協働による地域交流の伝統行事の実施や、関係機関や地域団体等で構成する連絡会の開催など、子どもと子育てを応援する地域社会のつながりを強めるための取組

※3 ファミリー・サポート・センター事業:短時間の子どもの預かりや送迎等、子育ての手助けを必要とする人(利用会員)と、手助けができる人(協力会員)をつなぎ、地域の中で子育ての援助を行う事業

※4 一時預かり事業:保護者の通院、就労、育児疲れの解消などのため、乳幼児を短時間預かる事業

※5 子育て応援券:子育ての支援をしてくれる地域の人、団体などとかかわりを持ちながら、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、就学前の子どもがいる家庭の保護者を対象に交付する、出産準備や育児の相談、一時保育などの有料の子育て支援サービスに利用できる券(チケット)

※6 訪問育児サポーター:0歳児の子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行う事業

修正後

施策20

3 保育の質の向上

【重点】

心理専門職や区立保育園の園長経験者が保育施設を訪問し、保育内容や保育環境の向上に向けた助言や相談に応じるなど、継続した支援を行います。また、令和5年(2023年)4月に7園から10園に指定拡大した中核園^{※1}の取組について検証し、更なる取組の充実に向けて検討を行います。さらに、安定した保育環境の確保のため、保育士等の処遇改善や人材確保に資する支援を継続するとともに、老朽化した区立保育園等の改築等を進めます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施
	中核園の取組 実施10園	中核園の取組 実施	中核園の取組 実施 検証・検討	中核園の取組 実施	中核園の取組 実施 検証・検討
	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施
	改築・改修等 区立保育園 建設0.5園	改築・改修等 区立保育園 建設0.3園	—	改築・改修等 区立保育園 設計0.5園	改築・改修等 区立保育園 建設0.3園 設計0.5園
経費(百万円)		479	25	43	547

※1 中核園:保育の質の維持・向上を目的に、地域における保育施設間の連携・情報共有の促進等、保育内容の向上に向けた役割を担う区立保育園

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

高井戸東保育園とゆうゆう高井戸東館を改築することに伴い修正する。

現行

施策20

3 保育の質の向上

【重点】

心理専門職や区立保育園の園長経験者が保育施設を訪問し、保育内容や保育環境の向上に向けた助言や相談に応じるなど、継続した支援を行います。また、令和5年(2023年)4月に7園から10園に指定拡大した中核園^{※1}の取組について検証し、更なる取組の充実に向けて検討を行います。さらに、安定した保育環境の確保のため、保育士等の処遇改善や人材確保に資する支援を継続するとともに、老朽化した区立保育園等の改築等を進めます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施	保育施設の巡回指導・訪問等 実施
	中核園の取組 実施10園	中核園の取組 実施	中核園の取組 実施 検証・検討	中核園の取組 実施	中核園の取組 実施 検証・検討
	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施	私立保育施設等の保育士等の処遇改善・人材確保支援 実施
	改築・改修等 区立保育園 建設0.5園	改築・改修等 区立保育園 建設0.3園	—	—	改築・改修等 区立保育園 建設0.3園
経費(百万円)		479	25	25	529

※1 中核園:保育の質の維持・向上を目的に、地域における保育施設間の連携・情報共有の促進等、保育内容の向上に向けた役割を担う区立保育園

修正後

施策20

4 多様なニーズに対応した保育サービスの推進

【重点】

障害児保育や病児保育^{※1}の充実のほか、私立幼稚園との連携を進めることにより、乳幼児期における多様な保育の場を確保します。また、年度途中の認可保育所^{※2}等利用申込者数が増加していることから、既存の保育施設に加え、ベビーシッター利用支援の仕組みも活用しながら、必要な時期から保育を受けられる環境の充実を図ります。さらに、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」^{※3}が令和8年度(2026年度)に本格実施されることを見据えて、認可保育所等において未就園児を対象とした預かり事業を実施します。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	障害児指定園 ^{※4} 15園実施	障害児指定園 実施	障害児指定園 実施	障害児指定園 実施	障害児指定園 実施
	病児保育室 4所	病児保育室 新規1所 (累計5所)	病児保育室 — (累計5所)	病児保育室 — (累計5所)	病児保育室 新規1所 (累計5所)
	ベビーシッター利用支援 検討	ベビーシッター利用支援 実施	ベビーシッター利用支援 実施	ベビーシッター利用支援 実施	ベビーシッター利用支援 実施
	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の充実 検討
		<u>こども誰でも通園制度 試行実施</u>	<u>こども誰でも通園制度 実施</u>	<u>こども誰でも通園制度 実施</u>	<u>こども誰でも通園制度 試行実施・実施</u>
経費(百万円)		14	197	197	408

※1 病児保育:病気などで保育施設等に登園できない乳幼児を一時的に預かる事業

※2 認可保育所:児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県に認可された保育所

※3 こども誰でも通園制度:認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用していない満3歳未満の子どもが認可保育所等を一定時間利用できる制度。令和8年度(2026年度)から子ども・子育て支援法に基づく給付として全国の自治体で実施。

※4 障害児指定園:障害児や発達に特性のある児童を保育するために必要な人員や設備を備えた区立保育園

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

子ども・子育て支援法に基づく「こども誰でも通園制度」が開始されることを踏まえ、本格実施に向けた区の取組を追加する。

現行

施策20

4 多様なニーズに対応した保育サービスの推進

【重点】

障害児保育や病児保育^{※1}の充実のほか、私立幼稚園との連携を進めることにより、乳幼児期における多様な保育の場を確保します。また、年度途中の認可保育所^{※2}等利用申込者数が増加していることから、既存の保育施設に加え、ベビーシッター利用支援の仕組みも活用しながら、必要な時期から保育を受けられる環境の充実を図ります。さらに、就労等の有無に依らない保育所等の利用に関する国や都の動向を注視し、子どもの育ちや子育て支援の充実等の観点から、保育所の活用を検討します。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	障害児指定園 ^{※3} 15園実施	障害児指定園 実施	障害児指定園 実施	障害児指定園 実施	障害児指定園 実施
	病児保育室 4所	病児保育室 新規1所 (累計5所)	病児保育室 — (累計5所)	病児保育室 — (累計5所)	病児保育室 新規1所 (累計5所)
	ベビーシッター利用支援 検討	ベビーシッター利用支援 実施	ベビーシッター利用支援 実施	ベビーシッター利用支援 実施	ベビーシッター利用支援 実施
	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討	私立幼稚園との連携による 幼児期における保育の場の 充実 検討
経費(百万円)		14	2	2	18

※1 病児保育: 病気などで保育施設等に登園できない乳幼児を一時的に預かる事業

※2 認可保育所: 児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県に認可された保育所

※3 障害児指定園: 障害児や発達に特性のある児童を保育するために必要な人員や設備を備えた区立保育園

修正後

施策20

5 学童クラブの整備・充実

学童クラブを希望する小学生が利用できるよう、小学校の改築検討にあわせて学童クラブの整備を検討するなど、引き続き待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組みます。また、委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価の受審や学童クラブ間の連携・情報共有の促進、職員研修の充実などに継続的に取り組むとともに、大規模学童クラブでの育成環境の向上に向けた取組を検討・実施していきます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	小学校内への学童クラブの整備 20施設	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計21施設)	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計22施設)	＝	小学校内への学童クラブの整備 新規2施設 (累計22施設)
	児童館施設を活用した学童クラブの整備 3施設	児童館施設を活用した学童クラブの整備 ＝ (累計3施設)	＝	＝	＝
	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 5施設	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 ＝ (累計5施設)	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規1施設 (累計6施設)	＝	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 新規1施設 (累計6施設)
	入退室管理アプリケーション 導入準備	入退室管理アプリケーション 運用開始	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用開始・運用
	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施
経費(百万円)		159	8	8	175

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和6年度(2024年度)に策定した「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を踏まえ、学童クラブの整備に係る取組を修正する。

現行

施策20

5 学童クラブの整備・充実

学童クラブを希望する小学生が利用することができるよう、引き続き待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組めます。また、スマートフォン等を使って、欠席等の連絡や児童の入退室の状況を確認できるアプリケーションを導入し、保護者の安心と利便性の向上を図ります。さらに、委託学童クラブを含むすべての区立学童クラブにおいて質の向上を図るため、福祉サービス第三者評価の受審や学童クラブ間の連携・情報共有の促進、職員研修の充実などに継続的に取り組めます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	小学校内への学童クラブの整備 20施設	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計21施設)	小学校内への学童クラブの整備 新規1施設 (累計22施設)		
	児童館施設を活用した学童クラブの整備 3施設	児童館施設を活用した学童クラブの整備 — (累計3施設)	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく学童クラブ整備の推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく学童クラブ整備の推進	(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針に基づく学童クラブ整備の推進
	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 5施設	小学校に近接するスペースを活用した学童クラブの整備 — (累計5施設)			
	入退室管理アプリケーション 導入準備	入退室管理アプリケーション 運用開始	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用	入退室管理アプリケーション 運用開始・運用
	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施	質の向上のための取組 検討・実施
経費(百万円)		159	8	8	175

修正後

施策22

4 教員の働き方改革の推進

【重点】

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、学校に求められる期待や役割は増加し、教員の業務負担の増大や長時間労働が大きな課題となっています。教員が心身の健康を保持しながら、本来の業務である学習指導や生活指導等に集中できる環境を整え、質の高い教育を持続発展していくため、教員の働き方改革を推進します。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	副校長校務支援員※ ¹ の配置 16校	副校長校務支援員の配置 《16校》	副校長校務支援員の配置 《16校》	副校長校務支援員の配置 《16校》	副校長校務支援員の配置 《16校》
	スクール・サポート・スタッフ※ ² の配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校
	区費教員※ ⁴ の効果的な配置・活用 10校	区費教員の効果的な配置・活用 10校 (累計20校)	区費教員の効果的な配置・活用 10校 (累計30校)	区費教員の効果的な配置・活用 10校 (累計40校)	区費教員の効果的な配置・活用 30校 (累計40校)
	学校庶務事務システム導入検討	学校庶務事務システム導入準備	学校庶務事務システム導入・運用 小中学校全校 特別支援学校	学校庶務事務システム運用 小中学校全校 特別支援学校	学校庶務事務システム導入準備・導入・運用 小中学校全校 特別支援学校
経費(百万円)		133	70	40	243

※1 副校長校務支援員:区立学校の副校長の業務(職員の出退勤状況の確認や休暇・出張の処理等)の補助を行う会計年度任用職員。

なお、会計年度任用職員とは、地方公務員法の規定に基づき任用される非常勤職員のこと

※2 スクール・サポート・スタッフ:区立学校の教員の事務負担を軽減するため、主に学習プリントや家庭への配布文書等の印刷・配布準備等の事務作業を行う会計年度任用職員(学校教育法施行規則における「教員業務支援員」としての位置付け)

※3 エデュケーション・アシスタント:区立小学校での授業の質の向上、教員の負担軽減等を図るために第1学年から第3学年のいずれかの学年の学級担任を補佐し、副担任相当の業務を行う会計年度任用職員

※4 区費教員:区が独自に採用し、給与の負担をする教員(東京都内の公立学校に配置される教員は、東京都が採用及び給与負担を行うことが原則)

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

区立小学校での授業の質の向上、教員の負担軽減等を図るため、エデュケーション・アシスタントを新たに配置することとしたため修正する。

現行

施策22

4 教員の働き方改革の推進

【重点】

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、学校に求められる期待や役割は増加し、教員の業務負担の増大や長時間労働が大きな課題となっています。教員が心身の健康を保持しながら、本来の業務である学習指導や生活指導等に集中できる環境を整え、質の高い教育を持続発展していくため、教員の働き方改革を推進します。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	副校長校務支援員※1の配置 16校	副校長校務支援員の配置 《16校》	副校長校務支援員の配置 《16校》	副校長校務支援員の配置 《16校》	副校長校務支援員の配置 《16校》
	スクール・サポート・スタッフ※2の配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校
	区費教員※3の効果的な配置・活用 10校	区費教員の効果的な配置・活用 10校 (累計20校)	区費教員の効果的な配置・活用 10校 (累計30校)	区費教員の効果的な配置・活用 10校 (累計40校)	区費教員の効果的な配置・活用 30校 (累計40校)
	学校庶務事務システム導入検討	学校庶務事務システム導入準備	学校庶務事務システム導入・運用 小中学校全校 特別支援学校	学校庶務事務システム運用 小中学校全校 特別支援学校	学校庶務事務システム導入準備・導入・運用 小中学校全校 特別支援学校
経費(百万円)		133	70	40	243

※1 副校長校務支援員:区立学校の副校長の業務(職員の出退勤状況の確認や休暇・出張の処理等)の補助を行う会計年度任用職員。

なお、会計年度任用職員とは、地方公務員法の規定に基づき任用される非常勤職員のこと

※2 スクール・サポート・スタッフ:区立学校の教員の事務負担を軽減するため、主に学習プリントや家庭への配布文書等の印刷・配布準備等の事務作業を行う会計年度任用職員(学校教育法施行規則における「教員業務支援員」としての位置付け)

※3 区費教員:区が独自に採用し、給与の負担をする教員(東京都内の公立学校に配置される教員は、東京都が採用及び給与負担を行うことが原則)

修正後

施策23

3 教育相談体制の充実

【重点】

子ども一人ひとりの悩みや課題、背景要因に適切に対応できるよう、学校内外の教育相談体制の充実を図ることで、個別の状況に応じたきめ細かな支援を行います。特に、スクールカウンセラー※¹の配置日数を拡充するとともに、これまで要請に応じて学校派遣を行っていたスクールソーシャルワーカー※²について、今後は、拠点となる学校へ配置し、近隣校を巡回することにより、学校や地域の実情に応じた効果的な支援を行います。そのうえで、教育相談コーディネーターとして指名・配置された教員を中核に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、校内の教育相談体制を強化していきます。このほか、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「(仮称)杉並区いじめの防止等に関する条例」を制定し、広く普及啓発を行うとともに、条例に基づく取組を進めていきます。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
教育相談の実施	教育相談の実施	教育相談の実施	教育相談の実施	教育相談の実施
スクールカウンセラーの配置 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校
スクールソーシャルワーカーの派遣 小中学校全校	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣
学校の教育相談機能 充実のための教員等の 資質向上	学校の教育相談機能 充実のための教員等の 資質向上	学校の教育相談機能 充実のための教員等の 資質向上	学校の教育相談機能 充実のための教員等の 資質向上	学校の教育相談機能 充実のための教員等の 資質向上
教育SAT※ ³ 体制の充実	教育SAT体制の充実	教育SAT体制の充実 いじめ対策の充実	教育SAT体制の充実 いじめ対策の充実	教育SAT体制の充実 いじめ対策の充実
経費(百万円)	1	1	1	3

※1 スクールカウンセラー:いじめや不登校等の未然防止や解決、学校内の教育相談体制の充実のために配置している心理職の専門家

※2 スクールソーシャルワーカー:問題を抱えた子どもと家庭・地域・学校・関係機関等に対して調整・仲介役としての役割を担い、子どもを取り巻く様々な環境に働きかけ、子どもの生活改善を支援する福祉の専門家

※3 教育SAT:指導主事、学校管理職経験者、スクールソーシャルワーカーで構成され、学校の生活指導にかかわる課題解決力を向上するため、関係部局や諸機関との連携を図りながら組織的な支援を行う仕組み。令和7年度(2025年度)からは、新たに心理士や警察OB等の職員を加え、多様化・複雑化した様々な学校問題への支援を強化する

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和7年(2025年)第1回区議会定例会に提出する「(仮称)杉並区いじめの防止等に関する条例」の検討結果を受け、取組として反映するため修正する。また、「杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及び再発防止対策検討委員会」の検討結果を受け、教育SATの機能拡充を図ることとしたため修正する。

施策23

3 教育相談体制の充実

【重点】

子ども一人ひとりの悩みや課題、背景要因に適切に対応できるよう、学校内外の教育相談体制の充実を図ることで、個別の状況に応じたきめ細かな支援を行います。特に、スクールカウンセラー^{※1}の配置日数を拡充するとともに、これまで要請に応じて学校派遣を行っていたスクールソーシャルワーカー^{※2}について、今後は、拠点となる学校へ配置し、近隣校を巡回することにより、学校や地域の実情に応じた効果的な支援を行います。そのうえで、教育相談コーディネーターとして指名・配置された教員を中核に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら、校内の教育相談体制を強化していきます。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
教育相談の実施	教育相談の実施	教育相談の実施	教育相談の実施	教育相談の実施
スクールカウンセラーの配置 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校
スクールソーシャルワーカーの派遣 小中学校全校	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣
学校の教育相談機能充実のための教員等の資質向上	学校の教育相談機能充実のための教員等の資質向上	学校の教育相談機能充実のための教員等の資質向上	学校の教育相談機能充実のための教員等の資質向上	学校の教育相談機能充実のための教員等の資質向上
教育SAT ^{※3} 体制の充実	教育SAT体制の充実	教育SAT体制の充実	教育SAT体制の充実	教育SAT体制の充実
事業量				
経費(百万円)	1	1	1	3

※1 スクールカウンセラー:いじめや不登校等の未然防止や解決、学校内の教育相談体制の充実のために配置している心理職の専門家

※2 スクールソーシャルワーカー:問題を抱えた子どもと家庭・地域・学校・関係機関等に対して調整・仲介役としての役割を担い、子どもを取り巻く様々な環境に働きかけ、子どもの生活改善を支援する福祉の専門家

※3 教育SAT:指導主事、学校管理職経験者、スクールソーシャルワーカーで構成され、学校の生活指導にかかわる課題解決力を向上するため、関係部局や諸機関との連携を図りながら組織的な支援を行う仕組み

施策23

4 不登校児童・生徒支援体制の整備

【重点】

さざんかステップアップ教室^{※1}における活動の充実や、オンライン学習、仮想空間の試行等のICT活用により、増加傾向にある不登校児童・生徒に対して多様な学びの場を確保し、児童・生徒一人ひとりの社会的自立を目指して支援を行います。改築を行う天沼中学校にはさざんかステップアップ教室「天沼教室」及び「荻窪教室」を併設することとし、令和7年度(2025年度)から設計に着手します。また、さざんかステップアップ教室よりも少人数の活動が適している児童・生徒に対して教育相談グループ^{※2}、引きこもり傾向のある児童・生徒への支援としてふれあいフレンド^{※3}を活用していきます。さらに、各学校において、校内別室指導支援事業を実施し、不登校及び不登校傾向の児童・生徒の居場所を校内につくり、一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、新たな学習支援の場として、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)^{※4}の設置に向けて検討を進めます。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 設計 0.3か所	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 設計 0.7か所	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 設計 1か所
ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援
教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施
ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣
校内別室指導支援事業の検討	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施
学びの多様化学校の調査研究	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討
経費(百万円)	14	22	30	66

※1 さざんかステップアップ教室:不登校児童・生徒が集団生活等を通して社会性を育み、社会的自立ができるよう支援することを目的とした教室

※2 教育相談グループ:不登校生徒が小集団で心理士との創作活動等を通して、安心できる人間関係をつくり、自分に合った学びの場を考えることを目的として行う教育相談

※3 ふれあいフレンド:不登校の区内在住の小・中学生を対象に、教育学科や心理学科の学生を家庭等に派遣する事業

※4 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校):不登校児童・生徒等を支援する特例の教育課程を編成して教育を実施する学校

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

天沼中学校の改築に合わせて、さざんかステップアップ教室を校内に併設することに伴い修正する。

施策23

4 不登校児童・生徒支援体制の整備

【重点】

さざんかステップアップ教室^{※1}における活動の充実や、オンライン学習、仮想空間の試行等のICT活用により、増加傾向にある不登校児童・生徒に対して多様な学びの場を確保し、児童・生徒一人ひとりの社会的自立を目指して支援を行います。また、さざんかステップアップ教室よりも少人数の活動が適している児童・生徒に対して教育相談グループ^{※2}、引きこもり傾向のある児童・生徒への支援としてふれあいフレンド^{※3}を活用していきます。さらに、各学校において、校内別室指導支援事業を実施し、不登校及び不登校傾向の児童・生徒の居場所を校内につくり、一人ひとりの状況に応じた支援を行うとともに、新たな学習支援の場として、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)^{※4}の設置に向けて検討を進めます。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量				
さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営	さざんかステップアップ教室の運営
ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援
教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施
ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣
校内別室指導支援事業の検討	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施
学びの多様化学校の調査研究	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討
経費(百万円)	14	13	13	40

- ※1 さざんかステップアップ教室:不登校児童・生徒が集団生活等を通して社会性を育み、社会的自立ができるよう支援することを目的とした教室
- ※2 教育相談グループ:不登校生徒が小集団で心理士との創作活動等を通して、安心できる人間関係をつくり、自分に合った学びの場を考えることを目的として行う教育相談
- ※3 ふれあいフレンド:不登校の区内在住の小・中学生を対象に、教育学科や心理学科の学生を家庭等に派遣する事業
- ※4 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校):不登校児童・生徒等を支援する特例の教育課程を編成して教育を実施する学校

修正後

施策24

2 区立小中学校の増改築

【重点】

学校施設は子どもたちが集い、学び、生活をする場であることから、安心して学校生活を送れるよう、老朽化が進む学校施設を「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、計画的に改築を進め、安全の確保と教育環境の向上を図ります。また、身近な学校が、豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」として、児童・生徒だけでなく多くの地域住民の活動の場となるよう機能を充実させるとともに、災害時の防災の拠点としての整備も進めます。なお、現在、学校ごとに設置しているプールについては、今後のあり方を検討していきます。

児童・学級数の増加に伴い教室の不足が見込まれる小学校については、適切な教室数を確保するために校舎の増築を進めます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	富士見丘小学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	—	—	—	—
	富士見丘中学校 改築 0.1校 環境整備工事 0.1校	富士見丘中学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	富士見丘中学校 改築 0.5校 環境整備工事 0.5校	—	富士見丘中学校 改築 0.9校 環境整備工事 0.9校
	杉並第二小学校 改築 0.5校	二	杉並第二小学校 環境整備工事 0.7校	杉並第二小学校 環境整備工事 0.3校	杉並第二小学校 環境整備工事 1校
	中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.4校	中瀬中学校 環境整備工事 0.4校	中瀬中学校 改築 0.7校 環境整備工事 0.4校
	神明中学校 設計 0.7校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.1校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.5校
	杉並第一小学校 検討	杉並第一小学校 設計 0.2校	杉並第一小学校 設計 0.5校	杉並第一小学校 設計 0.3校 改築 0.2校	杉並第一小学校 設計 1校 改築 0.2校
	西宮中学校 検討	西宮中学校 検討	西宮中学校 設計 0.1校	西宮中学校 設計 0.4校	西宮中学校 検討 設計 0.5校
	天沼中学校 検討	天沼中学校 検討	天沼中学校 設計 0.3校	天沼中学校 設計 0.7校	天沼中学校 検討 設計 1校
	—	—	杉並第六小学校 検討	杉並第六小学校 設計 0.3校	杉並第六小学校 検討 設計 0.3校
	—	—	桃井第一小学校 検討	桃井第一小学校 設計 0.3校	桃井第一小学校 検討 設計 0.3校
	—	—	—	向陽中学校 検討	向陽中学校 検討
	—	—	—	和田小学校 検討	和田小学校 検討
高井戸小学校 増築 0.4校		高井戸小学校 増築 0.6校	—	—	高井戸小学校 増築 0.6校
経費(百万円)		2,935	8,470	3,589	14,994

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

杉並第二小学校の環境整備工事スケジュールの見直し及び、西宮中学校の改築スケジュールの見直しに伴い修正する。

施策24

2 区立小中学校の増改築

【重点】

学校施設は子どもたちが集い、学び、生活をする場であることから、安心して学校生活を送れるよう、老朽化が進む学校施設を「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、計画的に改築を進め、安全の確保と教育環境の向上を図ります。また、身近な学校が、豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」として、児童・生徒だけでなく多くの地域住民の活動の場となるよう機能を充実させるとともに、災害時の防災の拠点としての整備も進めます。なお、現在、学校ごとに設置しているプールについては、今後のあり方を検討していきます。

児童・学級数の増加に伴い教室の不足が見込まれる小学校については、適切な教室数を確保するために校舎の増築を進めます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	富士見丘小学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	—	—	—	—
	富士見丘中学校 改築 0.1校 環境整備工事 0.1校	富士見丘中学校 改築 0.4校 環境整備工事 0.4校	富士見丘中学校 改築 0.5校 環境整備工事 0.5校	—	富士見丘中学校 改築 0.9校 環境整備工事 0.9校
	杉並第二小学校 改築 0.5校	杉並第二小学校 環境整備工事 0.3校	杉並第二小学校 環境整備工事 0.7校	—	杉並第二小学校 環境整備工事 1校
	中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.3校	中瀬中学校 改築 0.4校	中瀬中学校 環境整備工事 0.4校	中瀬中学校 改築 0.7校 環境整備工事 0.4校
	神明中学校 設計 0.7校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.1校	神明中学校 改築 0.2校	神明中学校 改築 0.5校
	杉並第一小学校 検討	杉並第一小学校 設計 0.2校	杉並第一小学校 設計 0.5校	杉並第一小学校 設計 0.3校 改築 0.2校	杉並第一小学校 設計 1校 改築 0.2校
	西宮中学校 検討	西宮中学校 検討	西宮中学校 設計 0.3校	西宮中学校 設計 0.7校	西宮中学校 検討 設計 1校
	天沼中学校 検討	天沼中学校 検討	天沼中学校 設計 0.3校	天沼中学校 設計 0.7校	天沼中学校 検討 設計 1校
	—	—	杉並第六小学校 検討	杉並第六小学校 設計 0.3校	杉並第六小学校 検討 設計 0.3校
	—	—	桃井第一小学校 検討	桃井第一小学校 設計 0.3校	桃井第一小学校 検討 設計 0.3校
	—	—	—	向陽中学校 検討	向陽中学校 検討
	—	—	—	和田小学校 検討	和田小学校 検討
	高井戸小学校 増築 0.4校	高井戸小学校 増築 0.6校	—	—	高井戸小学校 増築 0.6校
経費(百万円)		2,935	8,296	3,449	14,680

修正後

施策24

3 区立小中学校の長寿命化改修

「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、長寿命化が期待できる建物のうち築後40年目の建物について、機能や性能の劣化の回復を目的とした修繕に加え、社会的なニーズに対応するための機能向上を目的とした改修を盛り込んだ、長寿命化改修を実施します。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	久我山小学校 長寿命化改修 改修 0.6校	久我山小学校 長寿命化改修 改修 0.3校	久我山小学校 長寿命化改修 改修 0.1校	—	久我山小学校 長寿命化改修 改修 0.4校
	—	杉並第十小学校 長寿命化改修 設計	杉並第十小学校 長寿命化改修 <u>改修 0.2校</u>	杉並第十小学校 長寿命化改修 <u>改修 0.2校</u>	杉並第十小学校 長寿命化改修 設計 <u>改修 0.4校</u>
経費(百万円)		529	<u>543</u>	<u>463</u>	<u>1,535</u>

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

杉並第十小学校の長寿命化改修スケジュールの見直しに伴い修正する。

現行

施策24

3 区立小中学校の長寿命化改修

「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、長寿命化が期待できる建物のうち築後40年目の建物について、機能や性能の劣化の回復を目的とした修繕に加え、社会的なニーズに対応するための機能向上を目的とした改修を盛り込んだ、長寿命化改修を実施します。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	久我山小学校 長寿命化改修 改修 0.6校	久我山小学校 長寿命化改修 改修 0.3校	久我山小学校 長寿命化改修 改修 0.1校	—	久我山小学校 長寿命化改修 改修 0.4校
	—	杉並第十小学校 長寿命化改修 設計	杉並第十小学校 長寿命化改修 改修 0.3校	杉並第十小学校 長寿命化改修 改修 0.3校	杉並第十小学校 長寿命化改修 設計 改修 0.6校
経費(百万円)		529	974	771	2,274

修正後

施策26

1 地域活動団体への支援

【重点】

町会・自治会による地域の絆を深める取組や地域情報を発信・共有する取組を支援することにより、町会・自治会が地域人材の受け皿となるとともに、今後の活動の活性化につなげていきます。また、協働提案制度については区政参画の促進と地域の課題解決力の向上を図る、より実効性のある制度にしていいため、令和7年度(2025年度)から新規募集を一時休止の上、公民連携プラットフォームを活用した新たな仕組みを検討していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	町会・自治会活動支援 「まちの絆向上事業」助成 13町会 町会・自治会掲示板 設置等助成 35基 町会・自治会ICT活用 支援 — NPO等活動支援 NPO活動資金助成 実施 協働提案制度 実施	町会・自治会活動支援 「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板 設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用 支援 町会・自治会もう一步 すすめ隊実施 NPO等活動支援 NPO活動資金助成 実施 協働提案制度 実施	町会・自治会活動支援 「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板 設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用 支援 町会・自治会もう一步 すすめ隊実施 NPO等活動支援 NPO活動資金助成 実施 協働提案制度 実施 <u>新たな仕組みの検討</u>	町会・自治会活動支援 「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板 設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用 支援 町会・自治会もう一步 すすめ隊実施 NPO等活動支援 NPO活動資金助成 実施 二 <u>新たな仕組みの実 施準備</u>	町会・自治会活動支援 「まちの絆向上事業」助成 60町会 町会・自治会掲示板 設置等助成 180基 町会・自治会ICT活用 支援 町会・自治会もう一步 すすめ隊実施 NPO等活動支援 NPO活動資金助成 実施 協働提案制度 実施 <u>新たな仕組みの検討 ・実施準備</u>
経費(百万円)		13	13	13	39

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

協働提案制度について、区政参画の促進と地域の課題解決力の向上を図る、より実効性のある制度にしていいため、令和7年度(2025年度)から新規募集を一時休止の上、公民連携プラットフォームを活用した新たな仕組みを検討することとし、修正する。

なお、協働提案制度は令和6年度(2024年度)に採択した案件がないことから、令和8年度(2026年度)の取組を修正する。

現行

施策26

1 地域活動団体への支援

【重点】

町会・自治会による地域の絆を深める取組や地域情報を発信・共有する取組を支援することにより、町会・自治会が地域人材の受け皿となるとともに、今後の活動の活性化につなげていきます。また、NPO支援基金に基づく助成金の交付や協働提案制度の実施を通して、地域の課題解決に向けた自主的な活動に取り組んでいるNPO法人等の地域団体を支援していきます。

	5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	町会・自治会活動支援 「まちの絆向上事業」助成 13町会 町会・自治会掲示板 設置等助成 35基 町会・自治会ICT活用 支援 — NPO等活動支援 NPO活動資金助成 実施 協働提案制度 実施	町会・自治会活動支援 「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板 設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用 支援 (仮称)町会・自治会 困りごとサポーター制度 実施 NPO等活動支援 NPO活動資金助成 実施 協働提案制度 実施	町会・自治会活動支援 「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板 設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用 支援 (仮称)町会・自治会 困りごとサポーター制度 実施 NPO等活動支援 NPO活動資金助成 実施 協働提案制度 実施	町会・自治会活動支援 「まちの絆向上事業」助成 20町会 町会・自治会掲示板 設置等助成 60基 町会・自治会ICT活用 支援 (仮称)町会・自治会 困りごとサポーター制度 実施 NPO等活動支援 NPO活動資金助成 実施 協働提案制度 実施	町会・自治会活動支援 「まちの絆向上事業」助成 60町会 町会・自治会掲示板 設置等助成 180基 町会・自治会ICT活用 支援 (仮称)町会・自治会 困りごとサポーター制度 実施 NPO等活動支援 NPO活動資金助成 実施 協働提案制度 実施
	経費(百万円)	13	13	13	39

修正後

施策26

3 地域活動拠点の整備

区内7地域におけるコミュニティ形成のための拠点施設として設置している地域区民センターのうち、築40年を経過している荻窪地域区民センターについて、老朽化への対応と機能向上を図るため、長寿命化改修を行います。また、身近な地域において、世代を超えた住民同士の交流を促し、コミュニティの形成を図るため、新たにコミュニティふらっと2施設の整備を進めます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	荻窪地域区民センター 設計 0.7所	荻窪地域区民センター 設計 0.3所 改修 0.1所	荻窪地域区民センター 改修 0.7所	荻窪地域区民センター 改修 0.2所	荻窪地域区民センター 設計 0.3所 改修 1所
	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所	—	—	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所
	コミュニティふらっと高 円寺南 建設 0.5所	コミュニティふらっと高 円寺南 建設 0.3所	—	—	コミュニティふらっと高 円寺南 建設 0.3所
			(仮称)コミュニティ ふらっと上荻窪 設計 0.6所	(仮称)コミュニティ ふらっと上荻窪 設計 0.4所	(仮称)コミュニティ ふらっと上荻窪 設計 1所
			(仮称)コミュニティ ふらっと宮前 設計 0.1所	(仮称)コミュニティ ふらっと宮前 設計 0.4所	(仮称)コミュニティ ふらっと宮前 設計 0.5所
経費(百万円)		1,250	1,411	1,528	4,189

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

荻窪地域区民センターについては、改修工事のスケジュール見直しに伴い修正する。(仮称)コミュニティふらっと上荻窪、(仮称)コミュニティふらっと宮前は設計に着手することに伴い修正する。

現行

施策26

3 地域活動拠点の整備

区内7地域におけるコミュニティ形成のための拠点施設として設置している地域区民センターのうち、築40年を経過している荻窪地域区民センターについて、老朽化への対応と機能向上を図るため、長寿命化改修を行います。また、今後のコミュニティふらっとの整備については、各地域における課題や老朽化した施設のあり方について施設利用者や地域住民と共に考えながら、検討していきます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	荻窪地域区民センター 設計 0.7所	荻窪地域区民センター 設計 0.3所 改修 0.3所	荻窪地域区民センター 改修 0.7所	—	荻窪地域区民センター 設計 0.3所 改修 1所
	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所	—	—	コミュニティふらっと 本天沼 改修 0.5所
	(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 建設 0.5所	(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 建設 0.3所	—	—	(仮称)コミュニティ ふらっと高円寺南 建設 0.3所
経費(百万円)		1,250	1,393	0	2,643

施策27

3 多文化共生・国内外交流の推進

【重点】

在住外国人が地域社会の一員として安心して生活できるよう、杉並区交流協会と連携して子ども日本語教室等の在住外国人支援事業の充実・発展を図るとともに、多文化共生基本方針に基づき、互いを尊重し合える意識の啓発・醸成事業の実施や多文化共生拠点※1の早期設置に向けた検討を行い、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めます。

また、幅広い世代が国際友好都市※2及び国内交流自治体※3等と教育や文化、スポーツ等を通じて触れ合い、多様な人々との交流を進める機会を創出するとともに、交流自治体が実施するお試し移住事業等への参加支援を通じて、交流自治体への新しい人の流れをつくる取組を推進します。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	国際交流や多文化共生を推進する人材の育成・啓発	多文化共生基本方針 検討・策定 多文化共生推進事業の実施・支援 在住外国人支援事業 <u>多文化共生拠点の設置検討</u>	＝ <u>多文化共生基本方針に基づく事業の実施・支援</u> <u>やさしい日本語の普及啓発</u> <u>日本語教育機会の確保</u> <u>外国人生活講習会の実施</u> <u>多文化共生拠点の設置検討</u>	＝ <u>多文化共生基本方針に基づく事業の実施・支援</u> <u>やさしい日本語の普及啓発</u> <u>日本語教育機会の確保</u> <u>外国人生活講習会の実施</u> <u>多文化共生拠点の設置検討</u>	多文化共生基本方針 検討・策定 多文化共生基本方針に基づく事業の実施・支援 <u>やさしい日本語の普及啓発</u> <u>日本語教育機会の確保</u> <u>外国人生活講習会の実施</u> <u>多文化共生拠点の設置検討</u>
	国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流
	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回
	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援
	特別区全国連携プロジェクト※4の推進	特別区全国連携プロジェクトの推進	特別区全国連携プロジェクトの推進	特別区全国連携プロジェクトの推進	特別区全国連携プロジェクトの推進
経費(百万円)		13	20	22	55

※1 多文化共生拠点:外国人向けの日本語学習支援や生活相談窓口の運営、地域参画を目的とした交流イベント等を実施する、異なる文化や背景を持つ区民が集い交流する場

※2 国際友好都市:友好都市協定を締結している、オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州ウィロビー市及び大韓民国ソウル特別市瑞草区

※3 国内交流自治体:区と友好自治体協定や災害時相互援助協定等を取り交わし、教育・スポーツ・文化・経済等の分野で住民交流を相互に深めている国内の市町村

※4 特別区全国連携プロジェクト:東京23区が各地域との新たな連携を模索し、東京を含めた各地域の活性化、まちの元気につながる取組を展開するもの

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

令和6年度(2024年度)に策定した「多文化共生基本方針」を踏まえ、事業量の記載及び注釈を修正する。

施策27

3 多文化共生・国内外交流の推進

【重点】

在住外国人が地域社会の一員として安心して生活できるよう、杉並区交流協会と連携して子ども日本語教室等の在住外国人支援事業の充実・発展を図るとともに、多文化共生に関する基本方針の策定や多文化キッズサロン^{※1}の早期設置に向けた検討を行い、多文化共生社会の実現に向けた取組を一層推進します。

また、幅広い世代が国際友好都市^{※2}及び国内交流自治体^{※3}等と教育や文化、スポーツ等を通じて触れ合い、多様な人々との交流を進める機会を創出するとともに、交流自治体が実施するお試し移住事業等への参加支援を通じて、交流自治体への新しい人の流れをつくる取組を推進します。

5(2023)年度末(見込)	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
国際交流や多文化共生を推進する人材の育成・啓発	多文化共生推進事業の実施・支援 在住外国人支援事業 多文化キッズサロンの設置検討	多文化共生推進事業の実施・支援 在住外国人支援事業 多文化キッズサロンの設置検討	多文化共生推進事業の実施・支援 在住外国人支援事業 多文化キッズサロンの設置検討	多文化共生推進事業の実施・支援 在住外国人支援事業 多文化キッズサロンの設置検討
国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流	国際友好都市等との交流
国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 37回 情報発信 2回	国内交流自治体との交流 観光物産展 111回 情報発信 6回
交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援	交流自治体との連携を通じた新しい人の流れの創出支援
特別区全国連携プロジェクト ^{※4} の推進	特別区全国連携プロジェクトの推進	特別区全国連携プロジェクトの推進	特別区全国連携プロジェクトの推進	特別区全国連携プロジェクトの推進
事業量				
経費(百万円)	13	13	13	39

※1 多文化キッズサロン: 日本語を母語としない子どもが安心して立ち寄ることができ、学び・人とつながることができる地域の居場所

※2 国際友好都市: 友好都市協定を締結している、オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州ウィロビー市及び大韓民国ソウル特別市瑞草区

※3 国内交流自治体: 区と友好自治体協定や災害時相互援助協定等を取り交わし、教育・スポーツ・文化・経済等の分野で住民交流を相互に深めている国内の市町村

※4 特別区全国連携プロジェクト: 東京23区が各地域との新たな連携を模索し、東京を含めた各地域の活性化、まちの元気につながる取組を展開するもの

修正後

施策29

3 体育施設の整備・充実

体育施設の整備・充実のため、新たに下高井戸おおぞら公園内に多目的スポーツコート等を整備します。
また、老朽化した設備については、計画的に修繕・改修を行っていきます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 設計	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 工事	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 工事	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 開設	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 工事・開設
	経費(百万円)	180	274	0	454

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

下高井戸おおぞら公園について、関連する東京都発注の橋梁工事の不調に伴い、公園工事の工期を変更したことにより修正する。

現行

施策29

3 体育施設の整備・充実

体育施設の整備・充実のため、新たに下高井戸おおぞら公園内に多目的スポーツコート等を整備します。
また、老朽化した設備については、計画的に修繕・改修を行っていきます。

5(2023)年度末(見込)		6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
事業量	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 設計	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 工事	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 工事・開設	—	下高井戸おおぞら公園 多目的スポーツコート 等整備 管理棟 工事・開設
	経費(百万円)	180	274	0	454

杉並区総合計画
(区政経営改革推進基本方針)
令和 6 (2024) 年度～令和 12 (2030) 年度

杉並区区政経営改革推進計画 (第 2 次)
令和 6 (2024) 年度～令和 8 (2026) 年度

区政経営改革推進計画 修正取組等一覧

方針1 柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

1 事業運営の改善や執行方法の見直し

公園管理体制の見直し

学校徴収金の公会計化

学童クラブおやつ代の公会計化

方針2 財政の健全性の確保と時代の変化に 即応できる持続可能な財政運営の実現

財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方

2 財源の確保

ふるさと納税制度による寄附の受入れ

3 負担の適正化

使用料・手数料等の見直し

修正後

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(1) 事業運営の改善や執行方法の見直し

公園管理体制の見直し		みどり公園課	
		—	
公園管理事務所の民間委託化について評価・検証を行い、必要な改善を行うとともに、今後の区立公園の管理体制について、より効果的な管理運営方法の調査・研究を進めます。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	公園管理体制の見直し 検討	公園管理体制の見直し 検討	公園管理体制の見直し 検討・実施
効果			

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

下高井戸おおぞら公園に多目的スポーツコート等が併設されることによる管理・運営体制の見直しの時期について、多目的スポーツコート等の建設工期を見直すことに伴い、修正する。

現行

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(1)事業運営の改善や執行方法の見直し

公園管理体制の見直し		みどり公園課	
		—	
公園管理事務所の民間委託化について評価・検証を行い、必要な改善を行うとともに、今後の区立公園の管理体制について、より効果的な管理運営方法の調査・研究を進めます。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	公園管理体制の見直し 検討	公園管理体制の見直し 検討・実施	公園管理体制の見直し 検討
効果			

修正後

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(1) 事業運営の改善や執行方法の見直し

学校徴収金の公会計化		学務課	
		教育委員会事務局庶務課	
保護者から徴収している学校徴収金について、保護者の利便性の向上や会計事務の透明性の確保等を図る観点から、公会計化に向けた検討を行い、 <u>学校給食費は、令和7年度(2025年度)から公会計による運用を開始します。</u>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	学校徴収金の公会計化 検討	学校徴収金の公会計化 <u>学校給食費</u> <u>実施</u> <u>その他の学校徴収金</u> 検討	学校徴収金の公会計化 <u>学校給食費</u> <u>実施</u> <u>その他の学校徴収金</u> 検討
効果			

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

取組の課題を整理し、学校給食費の公会計化を先行して令和7年度(2025年度)から実施し、その他の徴収金については引き続き検討することとしたことに伴い、修正する。

現行

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(1)事業運営の改善や執行方法の見直し

学校徴収金の公会計化		学務課	
		教育委員会事務局庶務課	
区立学校において、保護者から徴収してきた学校給食費や教材費等の学校徴収金の公会計化を検討します。この公会計化により、保護者の利便性の向上、経理面での管理・監督体制の充実、透明性の向上及び教職員の業務負担の軽減を図ります。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	学校徴収金の公会計化 検討	学校徴収金の公会計化 検討・試行実施	学校徴収金の公会計化 実施
効果			

修正後

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(1) 事業運営の改善や執行方法の見直し

学童クラブおやつ代の公会計化		児童青少年課	
		—	
学童クラブのおやつ代について、保護者の利便性の向上や会計事務の透明性の確保等を図る観点から、公会計化に向けた検討を行い、 <u>令和9年度(2027年度)から公会計による運用を開始します。</u>			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	学童クラブのおやつ代の公会計化 検討	学童クラブのおやつ代の公会計化 検討	学童クラブのおやつ代の公会計化 実施準備
効果			

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

各学童クラブで私費会計として管理していたおやつ代を区の公会計での管理に変更することに加え、事務の効率化により職員が子どもと接する時間をより一層充実させるため、おやつの一括購入化を検討するなど、おやつの調達手法を含めた全体的な見直しを図ることとしたことから、実施の時期を令和8年度(2026年度)から令和9年度(2027年度)に修正する。

現行

【方針1】柔軟な発想に基づく業務の効率化と区民サービスの向上

(1)事業運営の改善や執行方法の見直し

学童クラブおやつ代の公会計化		児童青少年課	
		—	
学童クラブのおやつ代について、保護者の利便性の向上や会計事務の透明性の確保等を図る観点から、公会計化に向けた検討を行います。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	学童クラブのおやつ代の公会計化 検討	学童クラブのおやつ代の公会計化 検討	学童クラブのおやつ代の公会計化 実施
効果			

【方針 2】財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な財政運営の実現 ＜財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方＞

様々な行政課題に対応するための歳出経費が増加する一方、国による不合理な税源偏在是正措置やふるさと納税の影響による歳入減が見込まれる厳しい財政状況の中で、災害等緊急事態や新たな行政課題に適時、適切に対応していくためには、財政の健全性を保ち、必要なサービスを継続的に提供できる持続可能な財政運営を確保する必要があります。令和 3 年度(2021 年度)に示した基本的な考え方のうち、現下の物価高騰等を踏まえ基金積み立ての考え方を再整理し、引き続き健全な財政運営に努めていきます。

基本的な考え方

- ① (略)
- ② 将来の区立施設の改築・改修需要に備え、毎年度、施設整備基金に 40 億円以上を積み立てます。また、老朽化が進んでいる区役所本庁舎建替えを見据え、(仮称)杉並区役所庁舎整備基金に当面 20 億円を積み立てます。なお、(仮称)杉並区役所庁舎整備基金の積立額については、新庁舎の規模や整備スケジュール等の具体化にあわせて見直します。
- ③ ～ ⑤ (略)

1. 基本的な考え方のポイント

- 財政の健全性、持続可能性を確保し、喫緊の行政課題等に機動的に対応することができるよう設定します。
- 区財政を多角的(単年度の収支均衡・中長期的な財政の健全性、現金主義・発生主義)に捉える指標を設定し、財政の健全性・持続可能性を確保します(次頁の「3. 基本的な考え方のイメージ」参照)。
- 財政調整基金、施設整備基金と(仮称)杉並区役所庁舎整備基金について、それぞれの目的や基金の性格に応じて積立目標を設定します。
- 財政指標は、経年変化及び、他の自治体との比較が可能なものとします。

2. 各項目の解説

【①財政調整基金の残高維持】について (略)

【②-1 施設整備基金の積立】について

・「区立施設マネジメント計画(第1期)」における今後 40 年間の区立施設の長寿命化の対応を含めた改築・改修等経費から、区役所本庁舎の改築・改修等経費の試算額(310.5 億円)^{※1}を除いて試算した結果、年平均約 139 億円となりました。ここから、施設の総量の適正化を見据えた再編の取組や改築規模のスリム化などによる改築経費の縮減を図り、国や都からの補助金、区債などの特定財源を除いた残りの経費のうち、大規模な工事に要する経費の 80% 程度(中規模修繕等の経費を含めた全体経費の 55%)を施設整備基金でまかなうと想定し、毎年度約 47 億円が必要になると算出したうえで、現在の基金残高を勘案し、引き続き、毎年度 40 億円以上の積立が必要になると見込みました。

※1 区役所本庁舎を現在と同規模で改築・改修等した場合の試算額(東棟 70 年目改築及び改築後の 20 年目改修経費、中棟・西棟 40 年目改修及び 60 年目改築経費の合計額)

⇒毎年度の施設整備基金への積立額 40 億円以上

《計算式》

$139 \text{ 億円} \times 95\% (\text{施設の再編の取組等による改築経費の縮減}) \times 65\% (\text{国・都支出金と区債充当額の 5 年平均 35\% を減じた額}) \times 55\% (\text{大規模な工事に施設整備基金を 80\% 充当した場合の全体経費に占める割合}) \div 47 \text{ 億円}$

【②-2(仮称)杉並区役所庁舎整備基金の積立】について

- ・杉並区役所本庁舎改築等課題検討報告書において試算した工事費の想定額(最大 400 億円)^{※2}のうち、75%の 300 億円は(仮称)杉並区役所庁舎整備基金を財源とすることとし、当面 20 億円を積み立てることとする。
- ・なお、工事費の想定額は、新庁舎の規模や整備スケジュール等の具体化にあわせて改めて算出し、積立額も見直すこととする。

※2 本庁舎改築の想定規模(最大 50,000 m²)及び他区の平均工事費から想定した単価(80 万円/m²)に基づく試算額

(以下、略)

【方針 2】財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な財政運営の実現 ＜財政健全化と持続可能な財政運営を確保するための基本的な考え方＞

様々な行政課題に対応するための歳出経費が増加する一方、国による不合理な税源偏在是正措置やふるさと納税の影響による歳入減が見込まれる厳しい財政状況の中で、災害等緊急事態や新たな行政課題に適時、適切に対応していくためには、財政の健全性を保ち、必要なサービスを継続的に提供できる持続可能な財政運営を確保する必要があります。令和 3 年度(2021 年度)に示した基本的な考え方のうち、現下の物価高騰等を踏まえ基金積み立ての考え方を再整理し、引き続き健全な財政運営に努めていきます。

基本的な考え方

- ① (略)
- ② 将来の区立施設の改築・改修需要に備え、毎年度、施設整備基金に 40 億円以上を積み立てるとともに、老朽化が進んでいる区役所本庁舎の建替えを見据え、(仮称)本庁舎改築基金を早期に設置します。
- ③ ～ ⑤ (略)

1. 基本的な考え方のポイント

- 財政の健全性、持続可能性を確保し、喫緊の行政課題等に機動的に対応することができるよう設定します。
- 区財政を多角的(単年度の収支均衡・中長期的な財政の健全性、現金主義・発生主義)に捉える指標を設定し、財政の健全性・持続可能性を確保します(次頁の「3. 基本的な考え方のイメージ」参照)。
- 財政調整基金と施設整備基金について、それぞれの目的や基金の性格に応じて積立目標を設定します。また、(仮称)本庁舎改築基金の早期設置を目標とします。
- 財政指標は、経年変化及び、他の自治体との比較が可能なものとします。

2. 各項目の解説

【①財政調整基金の残高維持】について
(略)

【②施設整備基金の積立】について

・「区立施設マネジメント計画(第1期)」において、今後 40 年間の区立施設の長寿命化の対応を含めた改築・改修等経費を試算した結果、年平均約 147 億円となりました。ここから、施設の総量の適正化を見据えた再編の取組や改築規模のスリム化などによる改築経費の縮減を図り、国や都からの補助金、区債などの特定財源を除いた残りの経費のうち、大規模な工事に要する経費の 80%程度(中規模修繕等の経費を含めた全体経費の 55%)を施設整備基金でまかなうと想定し、毎年度約 50 億円が必要になると算出したうえで、現在の基金残高を勘案し、引き続き、毎年度 40 億円以上の積立が必要になると見込みました。

⇒毎年度の施設整備基金への積立額 40 億円以上

《計算式》

$147 \text{ 億円} \times 95\% (\text{施設の再編の取組等による改築経費の縮減}) \times 65\% (\text{国・都支出金と区債充当額の 5 年平均 35\% を減じた額}) \times 55\% (\text{大規模な工事に施設整備基金を 80\% 充当した場合の全体経費に占める割合}) \div 50 \text{ 億円}$

・また、老朽化が進んでいる区役所本庁舎の建替えを見据え、(仮称)本庁舎改築基金を早期に設置します。

(以下、略)

【令和 6 年度(2024 年度)修正の理由】

区役所本庁舎の建替えを見据え、(仮称)杉並区役所庁舎整備基金の設置を具体化するため、修正する。

修正後

【方針2】財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な 財政運営の実現

(2) 財源の確保

ふるさと納税制度※ ¹ による寄附の受入れ		ふるさと納税担当	
		—	
4つの基金(次世代育成基金、社会福祉基金、NPO支援基金、みどりの基金)と「杉並版クラウドファンディング※²」等において寄附の受入れを行うとともに、これらの寄附メニューの拡充に取り組みます。さらに、<u>区の魅力発信や来街者の増加につながるなどの地域経済の活性化に寄与する返礼品の拡充に取り組みます。</u> また、寄附の募集だけでなく、住民税流出の現状、ふるさと納税制度の問題点等について、区ホームページやSNS※³等により区内外へ情報を発信するとともに、様々な機会を捉えて制度の見直しを働きかけるなどの取組を通して、健全な寄附文化の醸成を図ります。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	ふるさと納税(寄附)の受入れ	ふるさと納税(寄附)の受入れ	ふるさと納税(寄附)の受入れ
効果	(財)	(財)	(財)

※1 ふるさと納税制度: 自治体に寄附をした場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税及び住民税から控除される制度(上限あり)

※2 杉並版クラウドファンディング: 杉並区における一定目的の事業(荻外荘の復原・整備事業等)の実現を目指すための見返りを求めない寄附募集のこと。民間のポータルサイトのクラウドファンディングとは異なり、寄附募集の期限や目標額を定めない

※3 SNS: Social Networking Serviceの略。人と人の社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

住民税流出の現状や他区の動向、区内関係団体との意見交換を踏まえ、返礼品の拡充に取り組むこととしたことにより、記載を追加する。

現行

【方針2】財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な
財政運営の実現

(2)財源の確保

ふるさと納税制度※ ¹ による寄附の受入れ		ふるさと納税担当	
		—	
4つの基金(次世代育成基金、社会福祉基金、NPO支援基金、みどりの基金)と「杉並版クラウドファンディング※²」において寄附の受入れを行うとともに、これらの寄附メニューの拡充に取り組みます。 また、寄附の募集だけでなく、住民税流出の現状、ふるさと納税制度の問題点等について、区ホームページやSNS※³等により区内外へ情報を発信するとともに、様々な機会を捉えて制度の見直しを働きかけるなどの取組を通して、健全な寄附文化の醸成を図ります。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	ふるさと納税(寄附)の受入れ	ふるさと納税(寄附)の受入れ	ふるさと納税(寄附)の受入れ
効果	(財)	(財)	(財)

※1 ふるさと納税制度:自治体に寄附をした場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税及び住民税から控除される制度(上限あり)

※2 杉並版クラウドファンディング:杉並区における一定目的の事業(荻外荘の復原・整備事業等)の実現を目指すための見返りを求めない寄附募集のこと。民間のポータルサイトのクラウドファンディングとは異なり、寄附募集の期限や目標額を定めない

※3 SNS:Social Networking Serviceの略。人と人の社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと

修正後

【方針2】財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な 財政運営の実現

(3) 負担の適正化

使用料・手数料等の見直し		財政課	
		—	
施設使用料について、区民の利用しやすい使用料について引き続き検討するとともに、利用率や利用者の満足度向上に資する取組を進めます。検討に当たっては、他自治体の調査や決算数値を踏まえるほか、現下の物価高騰に伴う区民生活への影響等も考慮した見直しを進め、必要に応じて使用料の改定を行います。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	現行使用料の据え置き 利用しやすい使用料の検討	利用しやすい使用料の <u>検討</u>	利用しやすい使用料の <u>検討</u>
効果			

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

長引く物価高騰による区民生活への影響等を踏まえ、利用しやすい使用料について引き続き検討することとしたため、記載を修正する。

現行

**【方針2】財政の健全性の確保と時代の変化に即応できる持続可能な
財政運営の実現**

(3) 負担の適正化

使用料・手数料等の見直し		財政課	
		—	
施設使用料について、区民の利用しやすい使用料について引き続き検討するとともに、利用率や利用者の満足度向上に資する取組を進めます。検討に当たっては、他自治体の調査や決算数値を踏まえるほか、現下の物価高騰に伴う区民生活への影響等も考慮した見直しを進め、必要に応じて使用料の改定を行います。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	現行使用料の据え置き		
	利用しやすい使用料の検討	利用しやすい使用料への見直し	利用しやすい使用料への改定
効果			

杉並区協働推進計画（第 2 次）

令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度

協働推進計画 修正取組一覧

方針1 多様な主体との連携による協働の推進

協働提案制度の実施

修正後

【方針1】多様な主体との連携による協働の推進

協働提案制度※1の実施			地域課
			公民連携担当
協働の担い手となる地域活動団体(NPO法人や地域団体、事業者など)と区が話し合いや意見交換の場を持ち、提案された協働事業に取り組んでいきます。また、区政参画の促進と地域の課題解決力の向上を図る、より実効性のある制度にしていくため、令和7年度(2025年度)から新規募集を一時休止の上、公民連携を推進するための新たな仕組みを検討していきます。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	協働提案制度 実施	協働提案制度 実施 <u>新たな仕組みの検討</u>	二 <u>新たな仕組みの実施準備</u>
関連する計画			
(実行計画)施策26 地域活動団体への支援			

※1 協働提案制度:区と地域活動団体(NPO法人や地域団体、事業者など)が、お互いの立場を尊重し、十分に協議を行い役割を分担しながら、地域の公共的な課題の解決に向けて取り組んでいく制度

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

- ・協働の取組をより地域の課題解決に生かす仕組みとしていくための一環として、令和7年度(2025年度)から協働提案制度の見直しを行う。

【方針1】多様な主体との連携による協働の推進

協働提案制度※1の実施		地域課	
		—	
協働の担い手となる地域活動団体(NPO法人や地域団体、事業者など)と区が話し合いや意見交換の場を持ち、提案された協働事業に取り組んでいきます。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	協働提案制度 実施	協働提案制度 実施	協働提案制度 実施
関連する計画			
(実行計画)施策26 地域活動団体への支援			

※1 協働提案制度:区と地域活動団体(NPO法人や地域団体、事業者など)が、お互いの立場を尊重し、十分に協議を行い役割を分担しながら、地域の公共的な課題の解決に向けて取り組んでいく制度

杉並区デジタル化推進計画（第2次）

令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度

デジタル化推進計画 修正取組一覧

方針1 デジタル技術を活用した区民サービスの向上

1 簡単・便利な行政手続の実現

行政手続のオンライン対応の推進

3 福祉や医療・産業等の充実に向けたデジタル化

デジタル技術を活用した保育サービスの提供

4 デジタルデバイドの解消に向けた取組

デジタルデバイス対策の推進

方針2 行政内部のデジタル化による効率化の推進

1 デジタル技術を活用した業務の効率化・最適化

【新】 デジタル技術を活用したごみの収集運搬業務の効率化

3 外部人材の活用、デジタル人材の育成

行政のデジタル化推進に向けた外部人材等の活用

【方針1】デジタル技術を活用した区民サービスの向上

(1) 簡単・便利な行政手続の実現

行政手続のオンライン対応の推進		デジタル戦略担当	
		—	
マイナンバー制度のマイナポータル^{※1}や東京電子自治体共同運営電子申請サービス^{※2}等のオンライン申請サービスの活用を通じて、法令上の制約がある手続等を除き、令和8年度(2026年度)末を目途に、原則全手続がオンライン対応可能となるよう取り組みます。 また、より多くの区民が行政のデジタル化のメリットを実感できるよう、オンライン申請をはじめとした行政のデジタルサービス情報を集約したポータルサイト^{※3}を構築することで、誰もが「いつでもどこでもすぐ使えて」「簡単」で「便利」な行政手続のオンライン対応を推進します。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	行政手続のオンライン対応 推進 95手続(累計400手続)	行政手続のオンライン対応 推進 100手続(累計500手続) デジタルポータルサイト 検討	行政手続のオンライン対応 推進 200手続(累計700手続) デジタルポータルサイト 構築・運用

※1 マイナポータル:子育てや介護等の行政手続におけるオンライン申請のほか、行政機関等からのお知らせなどを確認できる政府運営のオンラインサービス

※2 東京電子自治体共同運営電子申請サービス:東京都と区市町村が共同で運営するインターネットを通じて行った申請・届出を受付処理するサービス

※3 ポータルサイト:多種多様な情報が集まるホームページ等のWebサイトの入口(目次)の役目を果たすサイトのこと

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

- ・区民の利便性向上のため、行政手続のオンライン対応の取組を加速化させ、令和8年度(2026年度)末を目途に、法令上の制約がある手続等を除く区の全手続についてオンライン対応可能となるよう取組を修正する。
- ・必要なサービスにアクセスしやすくなるよう、オンライン申請をはじめとした行政のデジタルサービス情報を集約したポータルサイト構築の取組を追加する。

【方針1】デジタル技術を活用した区民サービスの向上

(1) 簡単・便利な行政手続の実現

行政手続のオンライン対応の推進		デジタル戦略担当	
		—	
マイナンバー制度のマイナポータル※¹や東京電子自治体共同運営電子申請サービス※²等のオンライン申請サービスの活用を通じて、スマートフォンなどから各種の手続を可能とすることで、区民等が「いつでもどこでもすぐ使えて」「簡単」で「便利」な行政手続のオンライン対応を推進します。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	行政手続のオンライン対応 推進 20手続(累計280手続)	行政手続のオンライン対応 推進 20手続(累計300手続)	行政手続のオンライン対応 推進 20手続(累計320手続)

※¹ マイナポータル:子育てや介護等の行政手続におけるオンライン申請のほか、行政機関等からのお知らせなどを確認できる政府運営のオンラインサービス

※² 東京電子自治体共同運営電子申請サービス:東京都と区市町村が共同で運営するインターネットを通じて行った申請・届出を受付処理するサービス

【方針1】デジタル技術を活用した区民サービスの向上

(3)福祉や医療・産業等の充実に向けたデジタル化

デジタル技術を活用した保育サービスの提供		保育課	
		—	
スマートフォン等から、連絡帳の閲覧・更新や欠席・遅刻の連絡が可能になる登降園管理システムについて、令和5年度(2023年度)の先行導入を踏まえ、令和6年度(2024年度)から区立保育園・子供園の全園で運用を開始し、在園児保護者の利便性の向上を図ります。このシステムの活用により、登降園時間の自動記録化による出欠簿の廃止や各種指導計画・記録、日誌等の作成を電子化することで、職員負担の軽減につなげ、これまで以上に保育士が子どもと関わる時間を確保し、保育の質の向上に努めます。 また、これまで電話で予約を受け付けていた病児保育の利用について、令和7年度(2025年度)からインターネット上でリアルタイムでの空き状況の確認や利用予約を可能とするシステムを導入することで、保護者の利便性の向上を図ります。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	登降園管理システム 運用	登降園管理システム 運用	登降園管理システム 運用
	病児保育予約システム 検討	病児保育予約システム 導入	病児保育予約システム 運用
【令和6年度(2024年度)修正の理由】 病児保育室運営事業者との意見交換等を通じて、保護者の利便性の向上などの効果が見込めるため、病児保育室の予約システム導入に係る取組を追加する。			

【方針1】デジタル技術を活用した区民サービスの向上

(3) 福祉や医療・産業等の充実に向けたデジタル化

デジタル技術を活用した保育サービスの提供		保育課	
		—	
スマートフォン等から、連絡帳の閲覧・更新や欠席・遅刻の連絡が可能になる登降園管理システムについて、令和5年度(2023年度)の先行導入を踏まえ、令和6年度(2024年度)から区立保育園・子供園の全園で運用を開始し、在園児保護者の利便性の向上を図ります。また、このシステムの活用により、登降園時間の自動記録化による出欠簿の廃止や各種指導計画・記録、日誌等の作成を電子化することで、職員負担の軽減につなげ、これまで以上に保育士が子どもと関わる時間を確保し、保育の質の向上に努めます。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	登降園管理システム 運用	登降園管理システム 運用	登降園管理システム 運用

【方針1】デジタル技術を活用した区民サービスの向上

(4) デジタルデバイドの解消に向けた取組

デジタルデバйд対策※ ¹ の推進		デジタル戦略担当	
		高齢者施策課、障害者施策課、 障害者生活支援課、 文化・交流課ほか	
デジタル技術の利用に慣れていない方、不安のある方に対しては、スマートフォン・パソコン講座を開催するほか、 <u>機器の操作方法やオンライン申請、インターネットトラブルなどデジタルに関する様々な相談ができる窓口を設置し、デジタル技術の利活用への不安の解消を図るとともに、より多くの区民がデジタル化の恩恵を享受するための支援を行います。また、新たなデジタルデバйд対策を検討する際には、国や他自治体の先駆的な取組を参考としていくとともに、高齢者や障害者だけでなく、外国人や生活困窮者等への対応にも留意するなど、デジタルデバйдの解消に努めていきます。</u> 併せて、デジタル技術を導入する際は、使いやすさや分かりやすさを大切にするとともに、デジタル技術を活用した音声や文字認識、多言語翻訳等、様々な方が行政のデジタル化の恩恵を受けることができる取組を実施し、デジタル技術を利用しない方にも十分に配慮した「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を目指します。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	パソコン・スマートフォン講座等 実施	パソコン・スマートフォン講座等 実施	パソコン・スマートフォン講座等 実施
	<u>デジタルに関する相談窓口 検討</u>	<u>デジタルに関する相談窓口 開設</u>	<u>デジタルに関する相談窓口 運用</u>
	デジタルデバйдに配慮したデジタル技術の導入 実施	デジタルデバйдに配慮したデジタル技術の導入 実施	デジタルデバйдに配慮したデジタル技術の導入 実施
関連する計画			
(実行計画)施策16 高齢者いきがい活動の充実			
(実行計画)施策17 障害特性に合わせたコミュニケーション支援の充実			
(実行計画)施策27 多文化共生・国内外交流の推進			

※1 デジタルデバイス対策:インターネットやパソコン等の情報通信技術の恩恵をすべての方が受けられるように配慮すること

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

- ・デジタル技術の利活用への不安解消を図る取組を充実するため、機器の操作方法やオンライン申請、インターネットトラブルなどデジタルに関する様々な相談ができる常設窓口設置の取組を追加する。
- ・高齢者や障害者だけでなく、外国人や生活困窮者への対応など幅広くデジタルデバイス対策を行っていく観点から、関係課等を追加する。

【方針1】デジタル技術を活用した区民サービスの向上

(4) デジタルデバイドの解消に向けた取組

デジタルデバイド対策※1の推進		デジタル戦略担当	
		高齢者施策課、障害者施策課、 障害者生活支援課	
高齢者や障害者などを含め、デジタル技術の利用に慣れていない方、不安のある方に対しては、スマートフォン・パソコン講座を開催するほか、新たなデジタルデバイド対策を検討する際には、国や他自治体の先駆的な取組を参考としていくなど、デジタルデバイドの解消に努めていきます。 併せて、デジタル技術を導入する際は、使いやすさや分かりやすさを大切にするとともに、デジタル技術を活用した音声や文字認識、多言語翻訳等、様々な方が行政のデジタル化の恩恵を受けることができる取組を実施し、デジタル技術を利用しない方にも十分に配慮した「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を目指します。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組 内容	パソコン・スマートフォン講座等 実施	パソコン・スマートフォン講座等 実施	パソコン・スマートフォン講座等 実施
	デジタルデバイドに配慮したデジ タル技術の導入 実施	デジタルデバイドに配慮したデジ タル技術の導入 実施	デジタルデバイドに配慮したデジ タル技術の導入 実施
関連する計画			
(実行計画)施策16 高齢者いきがい活動の充実			
(実行計画)施策17 障害特性に合わせたコミュニケーション支援の充実			

※1 デジタルデバイス対策:インターネットやパソコン等の情報通信技術の恩恵をすべての方が受けられるように配慮すること

修正後

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(1) デジタル技術を活用した業務の効率化・最適化

デジタル技術を活用したごみの収集運搬業務の効率化		杉並清掃事務所	
		ごみ減量対策課	
ごみの収集運搬業務の効率化を図るため、集積所地図のデジタル化や収集ルートの自動作成、清掃車両へのタブレット配備による収集情報の共有等の清掃事業のデジタル化を進め、そこで生まれた時間や余力をごみの分別の徹底や排出指導、ふれあい収集業務^{※1}の充実・強化に充てるなど、区民サービスの更なる向上に取り組めます。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	<u>清掃事業運営支援システム検討</u>	<u>清掃事業運営支援システム導入</u>	<u>清掃事業運営支援システム運用・拡充検討</u>

※1 ふれあい収集業務: 高齢者等で自ら集積所へごみを持ち出すことが困難な世帯に対して戸別にごみ・資源を収集する業務

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

ごみの収集運搬業務の効率化を図ることで、ごみの分別の徹底や排出指導などの他の業務を充実・強化させていくため、清掃事業のデジタル化の取組を追加する。

現行

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(1) デジタル技術を活用した業務の効率化・最適化

新規

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(3) 外部人材の活用、デジタル人材の育成

行政のデジタル化推進に向けた外部人材等の活用		デジタル戦略担当	
		人事課	
デジタル技術に関する高度な知見を有し、行政のデジタル化に精通している外部人材から登用した「デジタル戦略アドバイザー」のほか、情報収集や分析能力に優れた民間事業者等を積極的に活用します。また、専門的なスキルを持ち民間企業等で活躍する複業可能なデジタル人材の力を内部に取り入れることにより、区のデジタル化を戦略的に推進します。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	外部人材・民間事業者等活用	外部人材・民間事業者等活用	外部人材・民間事業者等活用
	複業人材※1 活用検討	複業人材 活用	複業人材 活用

※1 複業人材: 同時に複数の本業に従事する働き方をする人材

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

区のDXの取組を加速化させるため、民間企業等で活躍する複業可能なデジタル人材活用の取組を追加する。

現行

【方針2】行政内部のデジタル化による効率化の推進

(3) 外部人材の活用、デジタル人材の育成

行政のデジタル化推進に向けた外部人材等の活用		デジタル戦略担当	
		—	
デジタル技術に関する高度な知見を有し、行政のデジタル化に精通している外部人材から登用した「デジタル戦略アドバイザー」のほか、情報収集や分析能力に優れた民間事業者等を積極的に活用し、区のデジタル化を戦略的に推進します。			
年度	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度
取組内容	外部人材・民間事業者等活用	外部人材・民間事業者等活用	外部人材・民間事業者等活用

杉並区総合計画

杉並区実行計画（第2次）

杉並区区政経営改革推進計画（第2次）

杉並区協働推進計画（第2次）

杉並区デジタル化推進計画（第2次）

令和6（2024）年度一部修正

令和7（2025）年2月発行

登録印刷物番号

06-0092

編集・発行 杉並区政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL（03）3312-2111（代表）

●杉並区のホームページでご覧になれます。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/>



杉並区